近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン

～ 山・里・海をつなぐ人と自然のネットワークに向けた提言 ～

平成１８年８月

近畿圏における自然環境の総点検等に関する検討会議

目　次

はじめに 1
第１章　都市環境インフラのグランドデザインの意義 3
1.1 近畿圏における自然環境の状況 3
1.2 都市環境インフラのグランドデザインの意義 4
1.3 対象地域、期間および対象とする自然環境 4
（１）グランドデザインの対象地域・期間 4
（２）グランドデザインが対象とする自然環境 5
第２章　近畿圏の自然環境の現状と課題 6
2.1 近畿圏の概要 6
（１）自然環境の概要 6
（２）社会環境の概要 7
2.2 近畿圏の自然環境の特徴と課題 9
2.3 近畿圏の自然環境の評価 13
（１）自然環境の有する４つの機能と評価の視点 13
（２）自然環境の有する４つの機能の評価 16
（３）自然環境の総合評価 17
第３章　近畿圏の自然環境の基本目標 19
（１）生物多様性の向上 19
（２）人と自然のふれあいの確保 20
（３）安全性の向上 20
（４）快適な環境の形成 20
第４章　自然環境の保全と水と緑のネットワークの形成 21
4.1 水と緑のネットワークの形成に向けて 21
（１）近畿圏の自然環境の骨格構造 21
（２）関連計画との整合 22
（３）自然環境の諸機能からみた水と緑のネットワークの必要性と考え方 22
4.2 保全・再生・創出の基本的な方向性 25
4.3 「保全等を検討すべき地域」と「水と緑の重点形成軸」の抽出 28
（１）保全等を検討すべき地域の抽出 28
（２）水と緑の重点形成軸 29
（３）「保全等を検討すべき地域」と「水と緑の重点形成軸」の抽出結果 30
4.4 近畿圏における都市環境インフラの将来像 40
第５章　都市環境インフラの将来像の実現に向けた行動方針 42
5.1 地域別行動方針 42
（１）「地形特性」に基づく行動方針 43
（２）「流域特性」に基づく行動方針 51
5.2 各基本目標に共通する行動方針と基本目標別行動方針 59
（１）基本目標の実現に共通する行動方針 59
（２）基本目標別に必要な施策に関する行動方針 69

5.3 関係主体の役割と連携 73
（1）市民、市民団体の役割 74
（2）事業者の役割 75
（3）行政の役割 76
第 6 章　近畿圏の都市環境インフラ整備の推進に向けた課題 78
6.1 グランドデザインのフォローアップ 78
6.2 多様な主体の参画による都市環境インフラ整備の効果的推進 78
6.3 国土形成計画への反映 79

はじめに

大都市圏において自然環境を保全・創出・再生することにより水と緑のネットワークを構築し、生態系の回復、ヒートアイランド現象の緩和、自然とのふれあいの場の拡大等を図ることで、質の高い都市生活の実現を目的とする「大都市圏における都市環境インフラの再生」が都市再生プロジェクトとして決定（第三次決定、平成 13 年 12 月）され、その中に「まとまりのある自然環境の保全」が位置付けられた。

これを受けて、首都圏では、国の関係機関及び関係地方公共団体からなる協議会により、首都圏の自然環境を総点検したうえで、首都圏におけるまとまりのある自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成を推進することを目的とした「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を策定した（平成 16 年 3 月）。この首都圏での取組を受けて、近畿圏でもグランドデザイン策定に向けた取組を始めることとなった。

近畿圏は、京都、大阪、神戸をはじめとする都市周辺部では広がりのある山地が存在することで、身近なところに自然環境の豊かなグリーンベルトが残されているとともに、古代より我が国の政治、経済、文化の中枢として機能してきた歴史を持ち、他地域には類を見ない厚み・深みのある歴史的文化資産を継承している。また、琵琶湖をはじめとする湖沼、都市内河川、市街地に隣接する六甲、生駒などの山系や里山・田園など身近に自然があることで、自然と親しむ生活環境や歴史・文化景観が形成されている。

加えて、コウノトリの野生復帰やヨシ原の復元への取組が地域一体となって進められるなど、自然再生の面でも我が国をリードする地域と言える。

しかし他方で、京都、大阪、神戸と市街地が連たんする大都市の地域内において、長い歴史から首都圏と比べ都市機能の集積の度合いが高く、まとまりのある自然環境が失われてきたとも言える。また、地形上の制約から大阪、神戸等では極めて高密に市街化し、その周辺部の山地を越えた盆地・丘陵地等にまで市街化が拡大していく傾向が見られる。このような大規模な開発等による自然環境の減少に加え、ライフスタイルの変化等により人と自然の関係が希薄になることで、不十分な管理による里山等の荒廃など、自然環境の質の低下も見られる。また、ため池、社寺林、緑で覆われた古墳等、文化資源と自然資源が一体となった近畿特有の自然環境が数多く残されているが、それぞれが点在して孤立しており、ネットワーク機能が働いていない。

以上のように、まとまりのある貴重な自然環境が減少・荒廃しつつある近畿圏において、生態系の保全、防災性の向上、景観形成、都市環境の改善等を行い、自然とのふれあい機会を増やしていくことは喫緊の重要な課題の１つである。

本グランドデザインは、自然環境の総点検作業の結果とともに、近畿圏の大都市地域における自然環境の貴重性及び特殊性並びに歴史的背景のある自然資源及び文化資源の多さ、高密な土地利用などの近畿圏の特徴を踏まえて、都市環境インフラとしての自然環境の保全・再生・創出・活用の指針を提言するものである。ここで示す各種方策について、関係自治体や地域住民と連携して試行錯誤を交え取り組んでいくことで、今回のグランドデザインをより良い自然環境の保全・再生・創出・活用の方策を見出すための次につなげる１つのステップとしたい。

本グランドデザインの策定が、地域や関係機関の自然環境に係る取組を促進し、自然環境の量、質の向上により住民にうるおいのある暮らしをもたらすとともに、自然環境のつながりに加え、人と自然、人と人とのつながりに結びつくなど緑を通じたコミュニティ形成にも役立つことを期待する。

※　都市環境インフラとは、広域的な観点から大都市の持続可能な生態系の維持・回復、人と自然とのふれあいの場の提供やヒートアイランド現象緩和等による生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）向上のための都市環境の改善に資する自然的、人工的な都市の基盤のことをいう。

第１章　都市環境インフラのグランドデザインの意義

1.1 近畿圏における自然環境の状況

近畿圏は、飛鳥京、平城京、平安京など時代を貫いてわが国の首都として機能してきた歴史をもち、この歴史が、身近に存在しかつ人との共生がはかられた豊かな自然環境と相俟って、多様で深みのある文化を生み出し、継承されてきた。また、穏やかな気候の下、安心して生活できる風土が培われ、各所の平野や盆地を中心として都市機能が発達し、大都市圏へと成長してきた。

現在も都市を包み込む豊かな自然環境が残り、また、歴史・文化に培われた自然環境が見られるなど､都市の魅力と自然の魅力の双方を享受できるという利点ともなっている。

また、近畿圏では、戦前から大阪緑地計画をはじめとする公園緑地計画に基づく都市公園の体系的整備、近郊緑地保全区域の設定や都市緑地法などの緑地保全行政の推進、古都保存法などの歴史・文化資産保全のための法整備など、自然環境の保全に向けた取組が重層的に進められてきた。これらによって近畿圏の自然環境の保全は一定程度図ることができた。

しかしながら、地形上の制約から大阪、神戸等が極めて高密に市街化し、その周辺部の山地を越え、盆地・丘陵地等に市街化が拡大していく傾向がみられ、大規模な開発等による自然環境の減少が進んできた。

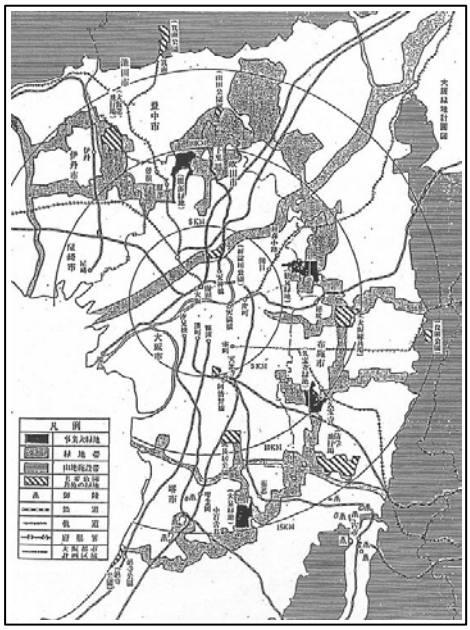

大阪緑地計画

さらに近年は、人々の生活様式の変化によって人と自然との関わりが次第に薄れていき、人手による森林の管理、循環的な利用がなされず、自然環境の質の低下しているものもみられる。また、耕地整理による営農形態の変化とあいまって低地、台地、丘陵の里地里山で自然環境のまとまりが蝕まれていった。

その結果、ため池、社寺林、緑で覆われた古墳等、近畿特有の文化資源と自然資源が一体となった自然環境が孤立した状態にあり､それらの魅力や多面的な機能が都市生活において十分に享受されていない。

以上のような近畿圏の現状に対応するため、地域の実情に即した取組とともに、近畿圏全体を視野に入れた広域的な観点から、効果的な施策を講ずる必要がある。

1.2 都市環境インフラのグランドデザインの意義

自然とふれあい交わることなどで、もたらされる自然の多面的機能による様々な恵みは、人が健全に生活する上で絶対不可欠のものである。

近畿圏には多くの人々が居住している一方で、都市化の進行で自然環境が不足し、その恵みを享受する量が少ない地域も見られる。このため潤いのある住みよい持続可能な都市環境の形成に向け、都市内の自然環境の改善を図り、これを次の世代に継承していくことが、私たちの重要な使命となっている。

複合的に関連し合う自然環境の多面的な機能を十分に発揮させるためには、広域的な観点からの取組が必要であり、多様な自然環境の貴重性や、自然環境が有する多面的機能の効果を再評価したうえで、現在ある貴重な自然環境の保全、地域により劣化した又は乏しくなった自然環境の再生・創出、さらにはそれらのネットワークの構築を図る必要がある。

また、こうした自然環境に関する取組においては、多様な主体が将来像や目標を共有し、連携しあいながら計画的に進めていくことが効果的である。

本グランドデザインは、こうした広域的な観点からの取組やその連携が図られるよう、都市環境インフラの整備に向けた将来像や自然環境の保全・再生・創出・活用の各地域における行動などについて、国及び関係する地方公共団体にとって１つの指針となるものを提言するものである。

1.3 対象地域、期間および対象とする自然環境

（１）グランドデザインの対象地域・期間

本グランドデザインの対象地域は、大阪市中心部から概ね 50ｋｍ圏のエリアで、近畿圏整備法に基づく「既成都市区域」「近郊整備区域」及び既成都市区域の近郊に存在する「保全区域」並びに「滋賀県大津・湖南地域」とした。この対象地域の面積は約 6,322 ㎢、人口は約 1,600 万人である。

また、本グランドデザインは、期間を概ね 10 年間とし、必要に応じ見直しを図ることとする。

都市環境インフラ：広域的な観点から大都市の持続可能な生態系の維持・回復、人と自然とのふれあいの場の提供やヒートアイランド現象緩和等による生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）向上のための都市環境の改善に資する自然的、人工的な都市の基盤のこと

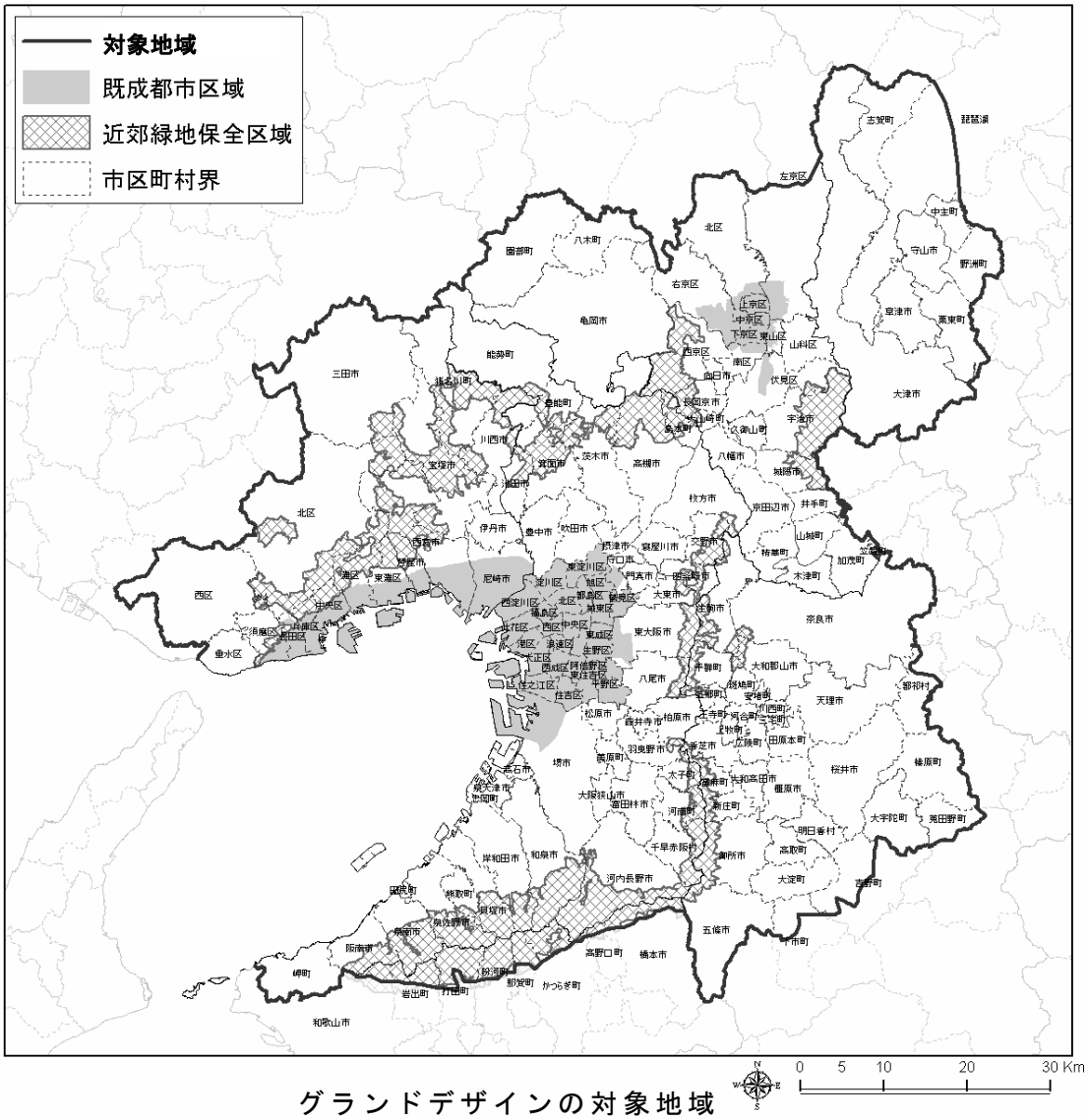

グランドデザインの対象地域

注：市町村名及び行政界は、政策区域指定当時の表記

（２）グランドデザインが対象とする自然環境

本グランドデザインでは、地形、植生及び土地利用等の観点から広く自然環境とみなせるものとして、以下を対象とする。

- ○ 自然植生（自然林、自然草原など）
- ○ 二次植生（雑木林等の二次林、二次草地など）
- ○ 農地・植林地（水田・畑地、樹園地など）
- ○ 水域（河川、水路、ため池、湿地、海浜、干潟など）
- ○ その他市街地の緑地等（公園緑地、街路樹、芝地、未利用地など）

第 2 章　近畿圏の自然環境の現状と課題

2.1 近畿圏の概要

（１）自然環境の概要

①地勢

大阪平野、京都盆地、奈良盆地といった低平地を山地が取り囲む。これら山地から低平地にかけて、淀川、猪名川、武庫川、大和川といった河川が流れ大阪湾へと注いでいる。

②地形、地質、気候

- 地形 : 低地には市街地や水田が広がり、それを取り囲む形でアイストップとなる山地の森林が連続している。低地と山地との間には、台地・丘陵地が広がる地域があり、谷津田環境のほかに都市周辺の市街地となっているところも多い。
- 地質 : 低地・台地は第四紀堆積岩類、丘陵地は第三紀堆積岩類、山地は深成岩類や古生代堆積岩類が主に分布している。山地の深成岩類のうち花崗岩類の地域では、急傾斜になると土砂崩壊が起こりやすい。
- 気候 : 大阪府、兵庫県南部、和歌山県北部は雨が少なく日照率が高い瀬戸内海式気候、京都府南部・滋賀県南部・奈良県北部は気温の日較差、年較差が大きい内陸性気候となっている。大阪市を中心とする都心部は、年平均気温が高くヒートアイランド現象が顕著であり、熱帯夜の日数も増加傾向にある。

③植生

アカマツ林、クヌギ・コナラ林等の二次林が広範に分布し、また、和泉山脈、金剛山地、奈良盆地南部の吉野川周辺山地、大和高原などにはスギ・ヒノキの植林地が広く分布している。大部分の森林において人の手が入っており、自然林は少ない。近年、松くい虫等の病害虫・鳥獣等による被害や、管理・利用の低下により森林の質の低下がみられる。

原生林は春日山等ごく限られており、貴重な植生となっている。

淀川等の河川敷では大規模なヨシ原がみられるが、その規模は縮小化の傾向にある。また、信太山等には近畿圏では少なくなったススキ草原が孤立してみられる。

奈良盆地や大津平野等では水田が広がっているが、休耕田、放棄水田も少なくない。

④生物の分布

まとまった山地の樹林にはニホンジカやニホンリス、クマタカ等が生息しており、連続した樹林のまとまりが貴重な生物の生息環境となっている。また、琵琶湖や淀川、数少ない干潟は水生生物や鳥類等の重要な生息地となっている。

都心部では緑地が孤立しており、生物相は貧弱である。

⑤歴史・風土・文化の分布

日本の中心として機能してきた歴史、身近で人との共生がはかられ自然環境と相俟った多様で深みのある文化、穏やかな気候のもと安心して生活できる風土がある。

山地・台地の縁辺部に古墳、史跡・名勝などが多く分布している。社寺林や古墳、和歌が詠まれた川、ため池等、歴史・風土・文化と自然環境が密接に関係している。

アイストップ：人の視線ととどめるポイントとなる事物の総称。

（２）社会環境の概要

①人口動向

大阪 50km 圏域の人口は近年微増であり、都心部では横ばい傾向にある。しかし、日本の総人口は平成 18 年(2006 年)をピークに以降長期の人口減少過程に入るとの予測もあり、また既に郊外ニュータウンでは急激な高齢化・人口の減少が顕在化している。

②土地利用の変遷

現在の土地利用をみると、既成都市区域に建物用地が集中し、その周辺に建物用地と農地・ため池が混在している。さらにその周辺の丘陵地と、奈良盆地、湖南地域等には農地・ため池・森林が広がる。低平地を取り囲む山地には森林が広がっている。

近年の土地利用の変遷をみると、昭和 50 年代は都市周辺部の農地の改変が、昭和 60 年から平成初期においては、都市周辺の丘陵地等におけるゴルフ場や宅地開発等による自然環境の改変が著しい。近年はまとまった規模の改変は少ないが、都市から離れた地域での農地の改変が進んできている。

また、今日では少子高齢化にともなう郊外ニュータウンの空き家や耕作放棄地の増加など、低未利用地の増大が懸念されている。

③法規制の状況

近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、自然公園地域、風致地区、歴史的風土保存区域、保安林等の制度により担保されているが、法規制された周辺での開発が進行している。また、担保されていても適切な管理がなされていない地域ではその質は低下している。

④既往計画

大阪湾再生計画、琵琶湖・淀川流域圏の再生計画等、広域で先進的に自然の再生に取り組んでいる計画がある。府県の広域緑地計画や市町村の緑の基本計画では、将来的な緑の骨格や水と緑のネットワーク計画などが示されている。

⑤鉄道、道路、団地等の開発計画

- 鉄道：国際文化公園都市モノレール等があるが計画は少ない。
- 道路：近畿自動車道名古屋神戸線等があり計画は多い。第二京阪道路「緑立つ道」のように沿道に広い緑地帯を設ける計画もある。
- 団地等：関西文化学術研究都市等がある。事業中のところが多く、自然環境との共生が図られている。

⑥公園等の保全・再生・創出計画

「中環の森」整備事業、尼崎 21 世紀の森、「共生の森」の整備（堺臨海部）、港湾緑地の整備（咲洲）、しあわせの森（神戸文明博物館群公園）等がある。海岸の埋立地や河川沿い等水辺での計画が多い。

⑦人と自然とのふれあい活動、環境学習の状況

琵琶湖、箕面国定公園、生駒山、淀川、浜甲子園・甲子園浜、六甲山など人の集まりやすい自然環境でＮＰＯ等の市民団体が多く活動している。多くの自然環境で多種多様な団体が活躍しており、調査や成果が蓄積している。

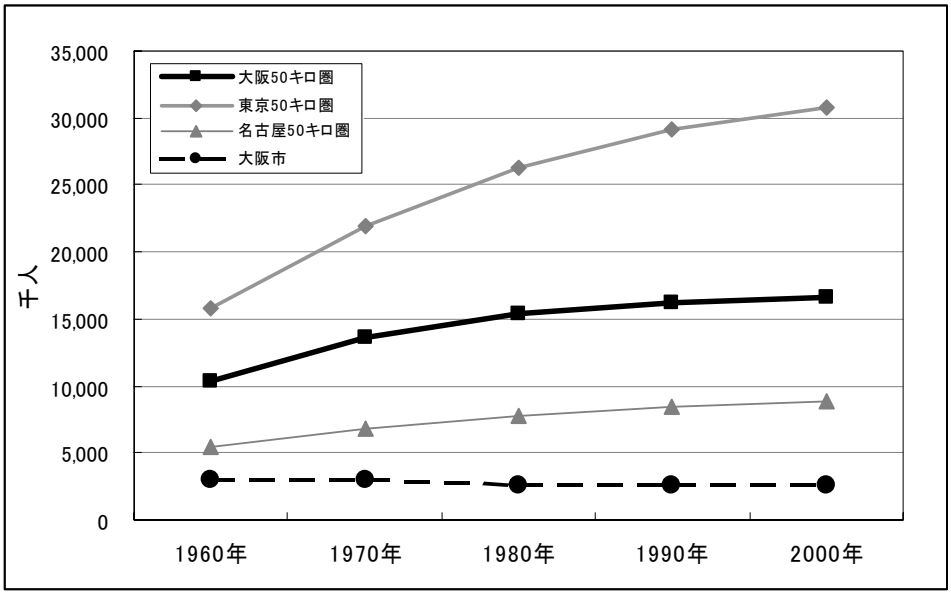

近畿圏の人口動向

※総務省統計局『国勢調査報告』による。旧東京都庁，大阪市役所，名古屋市役所を中心としたそれぞれ半径 50 キロメートルの円内にある地域である。

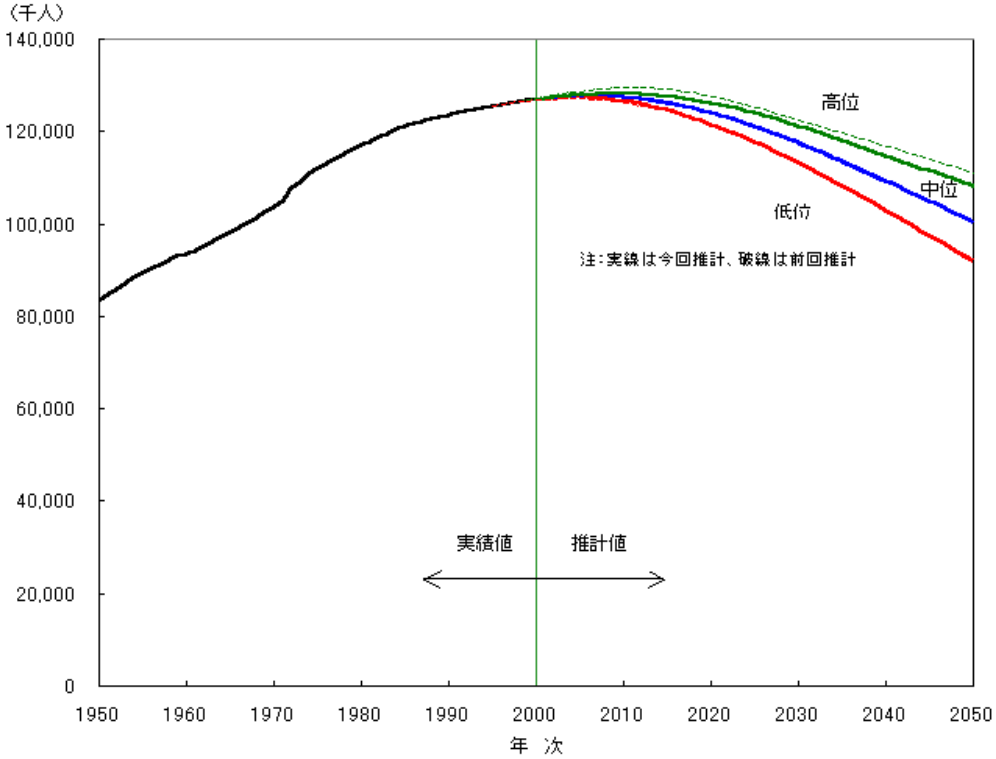

日本の将来推計人口（平成１４年１月推計）

※国立社会保障・人口問題研究所資料より

2.2 近畿圏の自然環境の特徴と課題

① 歴史的な自然環境の分断化、縮小化、都市域で乏しい自然環境
② 都市周辺への開発進行による自然環境の改変
③ 生活様式の変化に伴う自然環境の劣化
④ 大規模自然災害に対しての脆弱性
⑤ 都心部におけるヒートアイランド現象
⑥ 都市と隣接するまとまりのある自然環境
⑦ 多様で質の高い自然環境
⑧ 自然共生型の文化蓄積
⑨ 大きく変化した湿地環境
⑩ 市街地における「水」の存在
⑪ 自然共生に向けた多様な取組

① 歴史的な自然環境の分断化、縮小化、都市域で乏しい自然環境

近畿圏の自然環境は、人々の生活材としての利用のほか、田上山地の収奪に例示されるように、歴史とともにその改変が進んできた。もう一例をあげれば京都の市街地を取り囲む山々も、かつてのアカマツ林から人々の生活様式の変化により広葉樹林へと遷移が進み、景観が変化してきている。

このように近畿圏では人工的な改変や人の自然に対する働きかけの低下によって自然環境の分断、縮小、変質が進んできた。とくに高度経済成長期を通して、市街地周辺で環境の分断化や良好な資源の縮小、変質が進んだ。

また、阪神地域の市街地や元々埋立てによって形成された大阪湾岸部は歴史的に緑資源の乏しい場となっている。

② 都市周辺への開発進行による自然環境の改変

近年、開発はあふれる都市人口の収容の場として周辺の台地、丘陵地まで広がり、自然環境の大きな改変が進んだ。また、耕地整理による営農形態の変化とあいまって低地、台地、丘陵の里地里山で自然環境のまとまりが蝕まれていった。

「近郊緑地特別保全地区」などの強い法規制により、開発から免れることができた自然環境も存在するが、法規制された周辺での開発が依然進行している。

③ 生活様式の変化に伴う自然環境の劣化

人々の生活様式の変化によって人と自然との関わりが次第に薄れていき、規制により担保された地域では自然環境がまとまって残るものの、森林管理の低下や、森林資源（木材、竹材、枝葉など）の循環的な利用の低下によって自然環境の変化が見られる。このため、近畿圏の自然環境づくりでは、環境の維持・管理の視点が重要である。

④ 大規模自然災害に対しての脆弱性

高度に市街化された都市域においては、密集した木造老朽家屋の存在やオープンスペースの不足により、地震等の災害による火災の多発や延焼、避難路の遮断などの被害拡大の恐れがある。そのため、都市公園などのオープンスペースを確保し、総合的な防災機能の向上が必要となっている。

⑤ 都心部におけるヒートアイランド現象

緑資源の減少や人工的な被覆面の増加により、熱が滞留することで都市の中心部の気温が郊外に比べて高くなるヒートアイランド現象がみられる。

このため、都市気候の緩和に向けた緑陰の形成等都市部における自然環境の創出などが重要である。

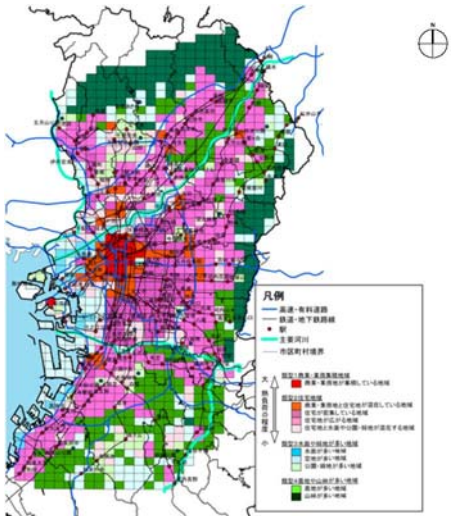

都市部の熱環境マップ
（出典　大阪府 HP）

⑥ 都市と隣接するまとまりのある自然環境

六甲山系、北摂・金剛生駒・和泉葛城山系、吉野の山麓地などの外郭の山地の連なり、自然環境の大きなまとまりや、琵琶湖、淀川水系、大和川水系などの主要水系がおりなす良好な自然環境が大都市圏と近接して存在している。このような自然と都市の近接性は近畿圏の自然環境の大きな特徴であるとともに、今後の自然環境づくりのための基本的な資源として重要である。

生駒の山並み
（出典　大阪府 HP）

⑦ 多様で質の高い自然環境

信太山や巨椋干拓地など都市近郊に残された貴重な動植物の生息地、山地や丘陵に残る地質と結びついた特異な植生景観、大都市からのアイストップとなる屏風状の山容、かつての河川修築工事により現在成立している淀川のワンドなど特徴的な景観や質の高い自然環境が多様な形で残されているのも近畿圏の自然の大きな特徴である。

また、開発圧にさらされる都市域の周辺部にも断片化されてはいるが質の高い自然環境が残っており、これらを適切に保全し残していく必要がある。

信太山惣ヶ池湿地

淀川のワンド

（出典　左：（財）大阪みどりのトラスト協会 HP、右：国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 HP）

⑧ 自然共生型の文化蓄積

古い歴史をもつ近畿圏では、山麓地を中心に残る歴史・文化的な資源と一体となった自然環境や、生活や信仰と結びついた都市近郊の社寺林・古墳群などの自然環境、また営農とともに継承された低地、台地のため池群など自然共生型の文化蓄積が多く、これらも今後の自然環境づくりの大切な資源である。また、和歌などに詠まれた自然環境も各所に残っており、過去の自然の姿を今に伝えるものとして、これからの自然環境づくりの道標とできる。

これら自然共生型の文化蓄積のうち、ため池は、近畿圏ではとくに重視すべき特徴のある自然環境であり、その保全と活用を十分に図っていくことが必要である。

宇治川蛍狩之図

またや見む　交野の御野の　桜狩　花の雪散る　春の曙
（新古今集：春下俊成）
訳）再び見ることができるだろうか。交野の御料地の桜狩りにおいて、桜の花が雪のように散る春の曙の見事なこの景色を。

飛鳥川　もみぢ葉流る　葛城の　山の木の葉は
今し散るらし（万葉集）
訳）飛鳥川に色づいた木の葉が流れている。葛城の山の木の葉は今は散っているに違いない。

石走る　垂水の上の　さわらびの　萌え出づる春に
なりにけるかも（万葉集：志貴皇子）
訳）岩に激する滝のほとりの蕨が萌え出る春にもうなった。
（※「垂水」については吹田市垂水など諸説あり）

＜近江八景＞
唐崎の夜雨　三井の晩鐘　矢橋の帰帆　粟津の晴嵐
石山の秋月　堅田の落雁　勢田の夕照　比良の暮雪

歌川広重「近江八景 堅田落雁」魚栄版
（大津市歴史博物館 所蔵）

⑨ 大きく変化した湿地環境

かつて近畿圏では、現在の淀川、大和川などの流路は現在とは異なった地域にあり、近畿圏の低地部はかつて一大低湿地を形成していた。近畿圏でも弥生時代以来水田耕

作の展開を軸として洪水対策、農地の確保、舟運などを目的とした河川の付替えや改修が繰り返し行われた。この結果、安全な土地が確保された反面、かつて存在した湿地環境は大きく変化して、低地部では旧巨椋池周辺、深泥池などの限られた場所に特徴的に見られるのみとなっており、湿地的な環境が極めて貴重な自然資源となっている。

大和川付替地図

（出典：国土交通省近畿地方整備局 大和川河川事務所 HP）

⑩ 市街地における「水」の存在

現在、市街地でのまとまった緑は、公園緑地、社寺林、古墳などに限られるが、一方で淀川、大和川、鴨川など大河川や用排水路など密な「水」の経路が存在している。

このような現状から自然資源の乏しい市街地では、限られた緑や「水」を拠り所とした自然環境の再生・創出が期待される。これは生物多様性やふれあいの機能だけでなく、老朽家屋の密集した地域では延焼防止や大規模災害に対する防災の環境軸形成として、ヒートアイランド現象の顕在化する地域では都市気候緩和の環境軸形成として、潤いのある都市環境づくりのために必要な視点である。また、湾岸には低未利用地も多いが、このような場も緑資源を再生する拠り所としていく視点が必要となっている。

⑪ 自然共生に向けた多様な取組

自然環境の保全、保護、利活用、さらには創出に向けた活動の大きなうねりが台頭している。埋立て処分地に自然環境を創出した「共生の森」（堺臨海部）、竹林化の進む里山での「神於山自然再生事業」、水質改善や生態系回復を目指す「大阪湾再生計画」、近畿 1400 万人の生活を支える流域圏の再生を目指す「琵琶湖・淀川流域圏の再生」など、各所で展開されている自然共生に向けた多様な取組の存在も、２１世紀という新しい視点で近畿圏での自然環境の保全･創出を考える上では重要な要素である。

また、近畿圏では、1990 年国際花と緑の博覧会開催以降、市民の緑に関する意識も高まり、これが市民活動のほか、ガーデニングや家庭菜園などとして形になりつつある。規模の小さな試みであっても都市環境下ではさまざまな環境機能の発現が期待され、近畿圏の自然環境づくりではこのような活動も考慮することとする。

このように、自然環境の乏しい都市域や人と自然の関わりの低下に起因する環境の劣化のほか、新たな問題として外来種がもたらす生態系への影響などが顕在化してきており、自然環境の保全と同時に人の手による自然環境の管理の充実や自然環境の乏しい地域での再生・創出が課題となっている。

2.3 近畿圏の自然環境の評価

今後の地域づくりにおいては、自然環境を重要な要素として位置付け、自然環境が有する多面的な機能が十全にその効果を発揮できるよう考慮することが必要である。

ここでは自然環境が有する機能を「生物多様性の向上」、「人と自然のふれあいの確保」、「安全性の向上」、「快適な環境の形成」の４機能に分類し、これらの機能が近畿圏においてどのように効果を発揮しているか評価する。

（１）自然環境の有する４つの機能と評価の視点

①生物多様性の向上

「生物多様性」とは、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む幅広い概念である。「生物多様性の向上」というとき、本来はこれら様々なレベルの多様性を対象として検討を行うべきところであるが、本検討では、既存の生物情報が比較的豊富で、具体的で取り扱いやすい生物的実態である“種”に着目して、種間の多様性（以下、種の多様性という）の観点で「生物多様性の向上」機能の評価を実施した。

種の多様性を向上するためには、多様な種が生育･生息している地域を保全することと、希少な種が生育･生息している地域を保全することの両方が重要である。そのため、「多様な種の生育･生息の場の確保」として前者を評価し、「希少な生物の生育･生息の場の確保」として後者を把握して、生物多様性の向上のため重要な地域の評価を実施した。

＜生物多様性とは＞

生物多様性は「生物多様性条約」において、「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されています。遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルの生物の多様な有様を総称して生物多様性と呼んでいます。

○生物多様性の危機

直接間接を問わず、様々な人間活動、人為の影響によって、生物多様性保全上の危機、問題が引き起こされます。それらをその原因及び結果から大別すれば次の３つに分けられます。

①人間活動ないし開発が直接的にもたらす種の減少絶滅あるいは生態系の破壊分断、劣化を通じた生息・生育域の縮小、消失（**第１の危機**）

②生活・生産様式の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人為の働きかけが縮小撤退することによる里地里山等における環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化（**第２の危機**）

③近年問題が顕在化するようになった移入種等による生態系の攪乱（**第３の危機**）

○生物多様性の保全及び持続可能な利用の５つの理念

① **人間生存の基盤**：人間生存の基盤である環境は、生物の多様性と自然の物質循環を基礎とする生態系が健全に維持されることにより成り立っており、様々な生態系の働きによって現在及び将来の人間の生存にとって欠かすことのできない基盤条件が整えられている

② **世代を超えた安全性・効率性の基礎**：生物多様性を尊重することは、適正な土地利用を行うことを通じて、トータルで長期的な安全性、効率性を保証することになる

③ **有用性の源泉**：生物多様性は、社会、経済、科学、教育、芸術、レクリエーションなど様々な観点から人間にとって有用な価値を現在及び将来の世代にもたらす

④ **豊かな文化の根源**：生物多様性は、人間生活を豊穣なものとし豊かな文化を形成するための根源となるもの

⑤ **予防的順応的態度**：自然と人間との調和ある共存を実現するための基本的考え方として「エコシステムアプローチの考え方」を位置付け

（出典：「生物多様性国家戦略）より引用）

②人と自然のふれあいの確保

ふれあいの場としての自然環境は、散策やスポーツ等のレジャーのための空間を提供している場面のほか、森林管理や河川・海岸の清掃などの市民活動の場、生物の生態観察や農業体験などの教育の場、お祭りなどの文化的な活動の場などのさまざまな人間活動の場を提供している場面もある。これらの場面において自然環境は人々にやすらぎや潤いをもたらしている。今回は、人が健全に生活していく上で欠かせないこれらのふれあいの場を多くの人に提供している自然環境を評価する。

③安全性の向上

（土砂崩壊の防止）

国の計画等においては、安全の確保にかかる自然環境の役割・機能として「国土の保全」があげられている。自然環境が国土を保全するという場合、その一つとして、傾斜地において樹木の根系により大雨等をきっかけとした土砂の崩壊が防止されている場面が考えられる。ここでは、土砂崩壊のうち樹木の根が崩壊防止に寄与する「表層崩壊」を対象とし、その崩壊を防止する機能を発揮している自然環境を「土砂崩壊の防止」機能をもつものとして評価した。

（水源のかん養）

自然環境は、降雨が土中に浸透する等により、変化の激しい降水を下流域へ平準化して供給する役割を果たすことで、短期的な小雨に対する渇水緩和や豪雨時の一時的な河川流量の激増による洪水発生の危険性低下といった効果を持っている。ここでは、以上のような機能が大きく発揮されている自然環境を「水源のかん養」機能をもつものとして評価した。

（都市防災）

密集した都市部において減災につながる延焼防止や避難路、避難地としての機能が期待される自然環境として、一定規模以上でかつ樹木等の少ないオープンスペース的な自然環境を抽出した。

④快適な環境の形成

（都市気候の緩和）

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなるヒートアイランド現象は、近年都市に特有の環境問題として注目を集めている。都市部における人工排熱の増加やアスファルト等の人工被覆面の増加により熱が滞留するため、緑地等からの冷気の「にじみだし」や、風の通り道となるオープンスペースの存在がその解消に不可欠である。自然環境がヒートアイランド現象緩和にどの程度資するかについて現段階では解明されていない部分も多いが、このような都市部に存在する樹木等の自然環境は日射を遮り緑陰を作り出すことで人々に「涼」の空間をもたらしている。そのため、諸活動が活発な都市部における緑地及び水面等の自然環境を、ヒートアイランド現象緩和を含めた「都市気候の緩和」機能において重要なものとして評価した。

（良好な景観の形成）

近畿圏においては、市街地を取り囲む山地が都市的な地域や観光地などの人が多く集まる地域の背景となって、景観に安定感やまとまりを与えている。近畿圏という広域に

おいて貴重な自然環境を抽出することに鑑み、ここではある自然環境が景観の構成要素として比較的遠くに見える場面においての自然環境の貴重性を「景観の形成（都市の背景としての自然環境）」として評価した。また、古墳を取り囲む緑地や社寺林など、歴史的・文化的な資源と一体となった自然環境や、山辺の風景や棚田など人々の暮らしの中で保全されてきた自然環境は、近畿圏の景観の形成上、大きな役割を果たしてきた。近畿地方において、古くから自然環境が人々の生活を作り、同時に人々の生活が自然環境に働きかけてきたことは、史跡名勝天然記念物の約２割、また、全国に 531 箇所ある古墳（地図上に名称が記載されているもの）のうちの約 220 箇所が近畿圏にあることにも現れている。以上のように、近畿圏の文化を育む自然環境は、その歴史的な意味も含めて近畿圏だけでなく日本全体、あるいは世界全体にとって貴重な存在であり、このような近畿圏の歴史的・文化的景観を形成する自然環境を景観の形成機能として抽出した。

以上、近畿圏では人と自然環境が密接に作用しあってきたことを鑑み、快適な環境の形成という機能では、「都市気候の緩和」とともに、「良好な景観の形成」という側面に注目した。

（２）自然環境の有する４つの機能の評価

①生物多様性の向上

樹林地が広がる外郭山地、谷津田環境、ヨシ原などを伴う河川環境、草地･湿地群、貴重な種の生育･生息環境となっているため池群､干潟や自然海岸等が高評価となった。

「多様な種の生育･生息の場」としては、六甲山系から北摂・金剛生駒・和泉葛城山系にいたる樹林地が形成する外郭が高く評価された。また、笠置山地から吉野周辺や琵琶湖周辺、北摂周辺の山間盆地や泉南丘陵地、東播磨地域には、森林と水田が隣接する谷津田環境が広がっており、多様な種が生育・生息する高いポテンシャルを有する自然環境として評価された。また、ヨシ原などの植生を伴う河川環境、信太山や巨椋池干拓地周辺などの草地･湿地群は､都市地域内および都市近郊の貴重な生育･生息環境として把握された。今回の調査対象区域に特徴的な自然環境としてため池群があるが、これについては限定的な評価にとどまったものの、自然林･二次林や谷津田環境と一体的に捉えられ評価された地域、そして、東播磨地域や八尾市のため池群など貴重な種の生育･生息環境となっているため池群が高く評価された。干潟や自然海岸については、調査対象区域では都市地域に近い､ごく限られた場にしか残存せず､その重要性が示唆された。

「希少な生物の生育･生息の場」としては、淀川本川や木津川、大和川、武庫川の河岸のヨシ原、東播磨地域のため池の植生、春日山等の原生林、京都市内の糺（ただす）の森や京都御苑などが抽出された。また、特定植物群落として指定されている多数の社寺林や湖南花崗岩地域のヒメコマツ林､天然記念物として指定されている深泥池生物群集および動物では箕面山のサル生息地､日本の重要湿地 500 として選ばれている六甲山北面沢地群など、兵庫県ビオトープ・プランに取上げられている宝塚市の丸山湿原などが抽出された。

②人と自然のふれあいの確保

自然公園、国営公園、京都や奈良の史跡・名勝、堺市南部や大阪市・神戸市の都市公園、淀川等が高い評価となった。

瀬戸内海国立公園（六甲地域）、吉野熊野国立公園（吉野地域）、金剛生駒紀泉国定公園、琵琶湖国定公園、明治の森箕面国定公園、大和青垣国定公園、宝生赤目青山国定公園、淀川河川公園、国営飛鳥歴史公園などは、人と自然のふれあいの場として年間利用者数が極めて大きく、高評価となった。また、京都市街地西部～北部にかけての嵐山をはじめとする史跡・名勝や、奈良盆地に位置する奈良公園や山辺の道は、近畿圏の特色の一つである歴史性と一体となって周囲の自然環境を楽しむ場となっており､利用者数も多く高評価となった。さらに、堺市南部や大阪市・神戸市の都市公園、淀川は市街地内に位置し、都市住民に自然とのふれあいの場を提供しており高評価となった。

③安全性の向上

（土砂崩壊の防止）

傾斜角 30 度以上の花崗岩類で天然林をもつ山地として、比良山地から比叡山にかけた山地、田上山地、木津川上流の山地、金剛山から和泉山地にかけた山地、六甲山地等で、高評価の場所が一団で抽出された。また、笠置山地、生駒山地、北摂山地において高評価の場所が散見される。

（水源のかん養）

褐色森林土の山地の樹林地として、北摂山地東部、西山～北山、比良山地～比叡山～醍醐山地、宇陀山地、金剛山～和泉山地、竜門山地～吉野山周辺において、高評価の場所が抽出された。

（都市防災）

規模の大きい淀川などの都市部を流れる河川や、箕面・万博記念公園周辺、大阪市南部や神戸市西部から明石市周辺のため池、田畑などがある程度のまとまりをもって抽出された。それ以外の場所では散在している。

④快適な環境の形成

（都市気候の緩和）

市街地の内部においてため池や農地、万博公園や服部緑地などの施設緑地が点在し、市街地を貫く形で、武庫川、淀川、猪名川、大和川などが抽出され、これらが市街地内部から都市気候の緩和に資していることがうかがえる。

（良好な景観の形成）

神戸から大阪の市街地に面する六甲山地～北摂山地に至る一帯、生駒山地一帯、金剛山地～和泉山脈に至る一帯、京都盆地の東部に面する比叡山一帯及び醍醐の、５つのエリアにおいて高評価となった。中評価を含めると大阪平野、京都・奈良盆地を囲む山々は、近畿地方の広域に渡り、人々の生活の中の風景の背景となっている。

また、対象地域全体にわたって歴史的・文化的景観を形成する自然環境が点在しており、平野・山地ともに近畿が景観資源に恵まれた地域であることが分かる。概ね歴史的・文化的景観資源は山地・台地の縁辺部に、自然景観資源の所在場所は山地部に集中している。

（３）自然環境の総合評価

機能ごとの評価結果を取りまとめ、近畿圏におけるまとまりのある貴重な自然環境の総合的な評価を行った。評価方法は、４つの機能の評価結果から、

・[高]評価：いずれかの機能において[高]評価であるメッシュ
・[中]評価：一つもしくは複数の機能において[中]評価であるメッシュ
・[低]評価：上記にあたらないもの

として三段階評価した。

その結果、以下のような高評価のエリアが抽出された。

○ 外郭を形成する自然環境の大きなまとまり
○ 都市域の縁辺でまとまってあるいは断片的に存在する自然環境
○ 大規模河川、湿原・湿地等の水系や干潟、砂浜海岸等沿岸域の自然環境
○ 都市域の中に点在するある程度の規模をもった自然環境

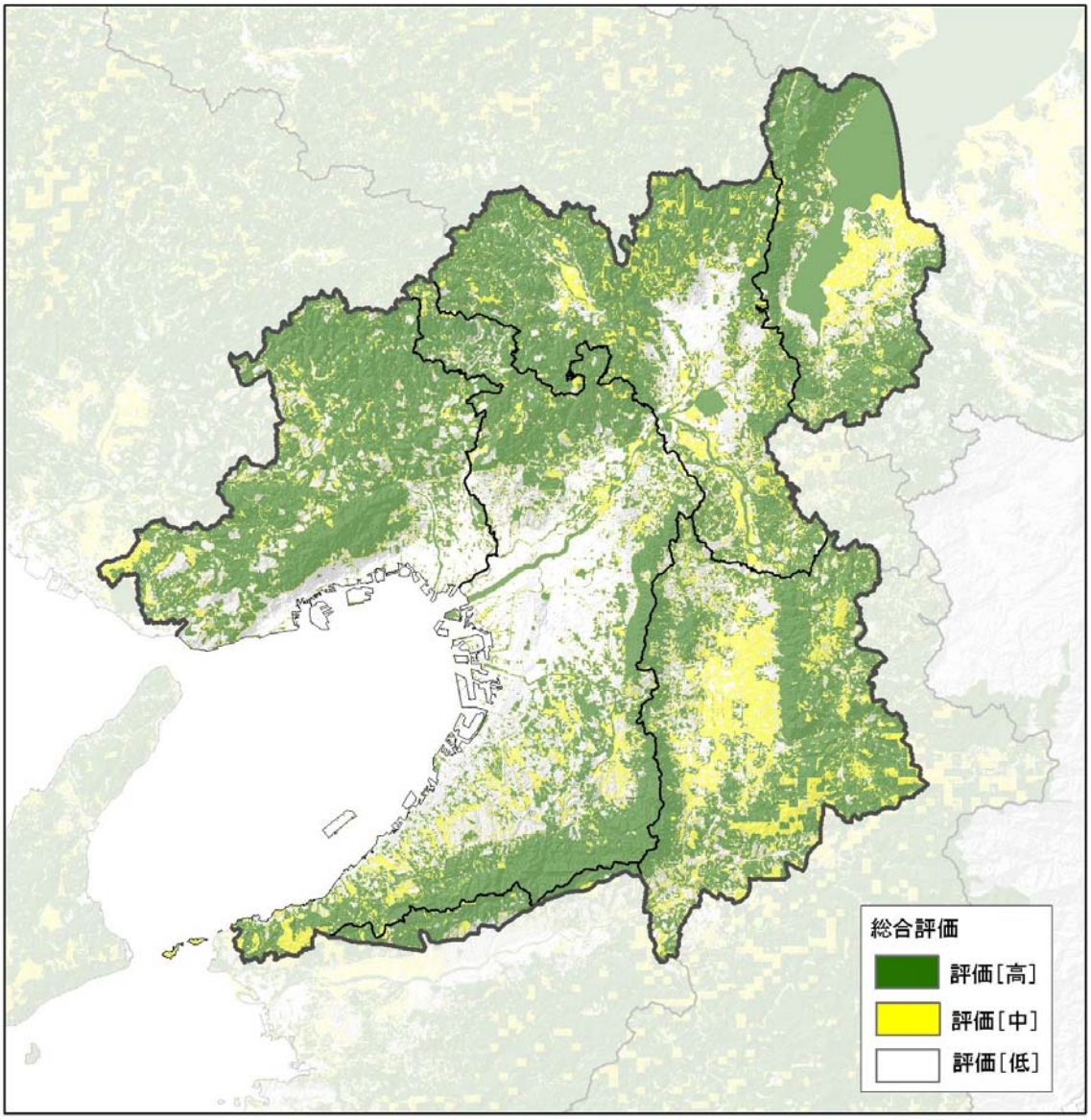

自然環境の総点検　総合評価図

※総合評価図は、近畿圏の自然環境の多様な機能の発揮度合いを俯瞰するために、4 つの機能（生物多様性の向上、人と自然のふれあいの確保、安全性の向上、快適な環境の形成）の評価図を重ね合わせ 1 枚の図として表現したものである。各評価図の重ね合わせにおいては評価結果の高い方を優先し、いずれかの機能評価で高評価であれば総合評価図においても高評価として表現している。

第３章　近畿圏の自然環境の基本目標

人間は有史以来自然とともに生き、自然からさまざまな恩恵を受けて生活してきた。この人と自然のかかわりは、当初は自然から食物、水、燃料などの資源を採取する繰り返しであったが、やがて栽培や資源の循環的な利用を学習し、長い間自然環境と共生した暮らしをおくってきた。一方で、自然はこのような物理的な恵みを人間にもたらしただけではなく、畏怖の対象として、心理的な支えや精神的なやすらぎを与えてきた。

近畿圏においても人々の生活は自然との深いかかわりをもち、自然の恵みに支えられて築き上げられてきたが、近年は都市化の進行や生活様式の変化によって人間生活と自然環境との相克がみられるようになってきた。

自然環境は前章で示したように、さまざまな機能を持つが、このような自然の恵みの享受による快適で安全な地域での生活や、生活する人々の健全な精神の保持のために、人と自然の良好な関係が必要である。

この関係は、花を見るなど自然を楽しむような日常的なものから、里山の管理や自然の創出までさまざまな活動があるが、今日、自然環境との関わりが低下したことにより劣化した都市や農村の修復や、自然とのふれあいによって精神的、心理的な健全性を取り戻すためには、現在の社会背景の中で、さまざまな形で自然との関わりを取り戻すことが必要となっている。また、近畿圏では特に都市部の自然環境が乏しいため、人々に快適な生活環境を提供する都市の自然環境の再生・創出という視点が重要である。

近畿圏の自然環境の特徴と課題、ならびに自然環境の機能評価をふまえ、近畿圏に生活する人々が健康で文化的な、心の豊かさを感じることができる生活を営み、それらを次の世代に継承するために、近畿圏全体で共通して設定する自然環境の理念と基本目標を示す。これらの理念、目標を達成するための取組を通じて、自然のつながり、人と自然のつながり、人と人のつながり（地域のコミュニティ）を形成し、「山・里・海をつなぐ人と自然のネットワーク」を目指していく。

○　近畿圏の都市環境インフラのグランドデザインの理念
- **自然環境をテーマとしたまちづくり**
- **自然環境の向上と都市生活の改善を同時に実現**
- **自然環境の背景にある地域固有の歴史・風土・文化の重視**

○　基本目標
- **⑴ 生物多様性の向上**
- **⑵ 人と自然のふれあいの確保**
- **⑶ 安全性の向上**
- **⑷ 快適な環境の形成**

（１）生物多様性の向上

・ 自然環境の保全・再生・創出に加え、これらのネットワーク化をはかることによって、近畿圏の歴史に根付いた、近畿圏にふさわしい生物相を近畿圏全体で豊かにする。

・ 里地里山のモザイク環境、水辺のエコトーン等、地域に応じて生物が多様である自然環境とする。
・ 絶滅の危機に瀕する種の出現を防ぐとともに、既に絶滅の危機に瀕している種について保護増殖を図る。
・ 生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物の侵入防止や駆除対策を実施する。

（２）人と自然のふれあいの確保

・ 歴史的、文化的な価値を有する自然環境とのふれあいを将来にわたって楽しみ、あるいは、そのふれあいから学ぶことができるようにする。
・ 都市生活者にとってもそれほど遠くない距離に、鳥やセミ、秋の虫の音に四季を感じる、季節の草花を愛でる、チョウやトンボが舞うのを楽しむ等、自然とのふれあいの場を設け、アメニティの充実した街づくりを目指す。
・ 広々とした緑地や、せせらぎ・さざ波等にふれられる水辺空間、土に親しみ収穫を喜びあえる農村空間等、様々なふれあい空間を楽しめるようにするとともに、ふれあいの場を多くの人々にとって行きやすい、利用しやすいものとする。

（３）安全性の向上

（都市防災）

・ 延焼防止や避難路、避難地として機能する自然環境を創出し、密集する市街地での減災につなげるようにする。

（土砂崩壊防止）

・ 表層崩壊が起こりやすい脆弱な地質の地域等において、土砂崩壊の防止に寄与する樹林を保全する。

（水源かん養）

・ 手入れ不足により荒廃の進む森林の維持管理、および循環的利用の推進により、水源かん養機能の高い樹林地等を確保するようにする。

（４）快適な環境の形成

（都市気候の緩和）

・ ヒートアイランド現象等で引き起こされる熱環境の悪化や大気の乾燥化等を人工的な地表面被覆の改善やそれによる都市の熱バランスの確保等によって低減させ、快適な環境とする。

（良好な景観の形成）

・ 連担性、連続性のある自然環境を確保することにより、良好な景観を楽しむことができるようにする。
・ 人々の心に残るふるさとの原風景や古くから親しまれている史跡・名勝、古墳、ため池等と一体となった美しい景観を継承するとともに、地域の個性につながる自然環境を整備する。

エコトーン：海岸、川辺、湖岸等の水陸の境界、森林と草地の境界といった異なる自然環境が重なり合う場所。

第４章　自然環境の保全と水と緑のネットワークの形成

都市化が進展した近畿圏において都市環境インフラの整備を戦略的に推進するため都市環境インフラの将来像を明らかにする必要がある。

ここでは、近畿圏の自然環境の構造や諸機能からみた近畿圏におけるネットワーク形成の必要性、方向性を示したうえで、広域的な観点から、優先的に保全等を検討すべき地域を抽出するとともに、重点的に再生、創出すべき軸を抽出した。

そして、それらにより形成される近畿圏の都市環境インフラの将来像を示す。

4.1 水と緑のネットワークの形成に向けて

（１）近畿圏の自然環境の骨格構造

近畿圏の自然環境の姿は、基盤構造である地形との対応が明快で、人口の集中する低地の都市域を取り囲むように自然環境の豊かなグリーンベルトがあり、これと主要河川の形成する水系が水と緑の大きな軸となっている。一方で、低地や低地と接する台地・丘陵地は急速に都市的な土地利用に変わりつつある。

近畿圏の自然環境の骨格構造をふまえると、外郭の豊かな自然環境や大規模河川などを拠点として保全を図るとともに、これら拠点と自然環境相互のネットワーク化により、近畿圏全体の自然環境の質の向上・機能強化を図っていくことが有効である。また、すでに自然環境の極めて乏しくなってしまった都市域や湾岸では、断片化された緑地やため池、都市部の小中河川、大規模公園等の自然環境を拠り所として、積極的な再生・創出の施策を講じ、魅力的な都市環境の創出に努める必要がある。

近畿圏の自然環境の骨格構造概念図

（２）関連計画との整合

近畿圏においては現在、「琵琶湖・淀川流域圏の再生」、「大阪湾再生」、「環状道路体系の整備」など、近畿圏の再生に向けたさまざまな取組が進行しており、各地域での詳細な検討が行われている。水と緑のネットワーク形成にあたっては、これらの取組や府県市の計画（総合計画・広域緑地計画）との整合を図りながら検討を進めることとする。

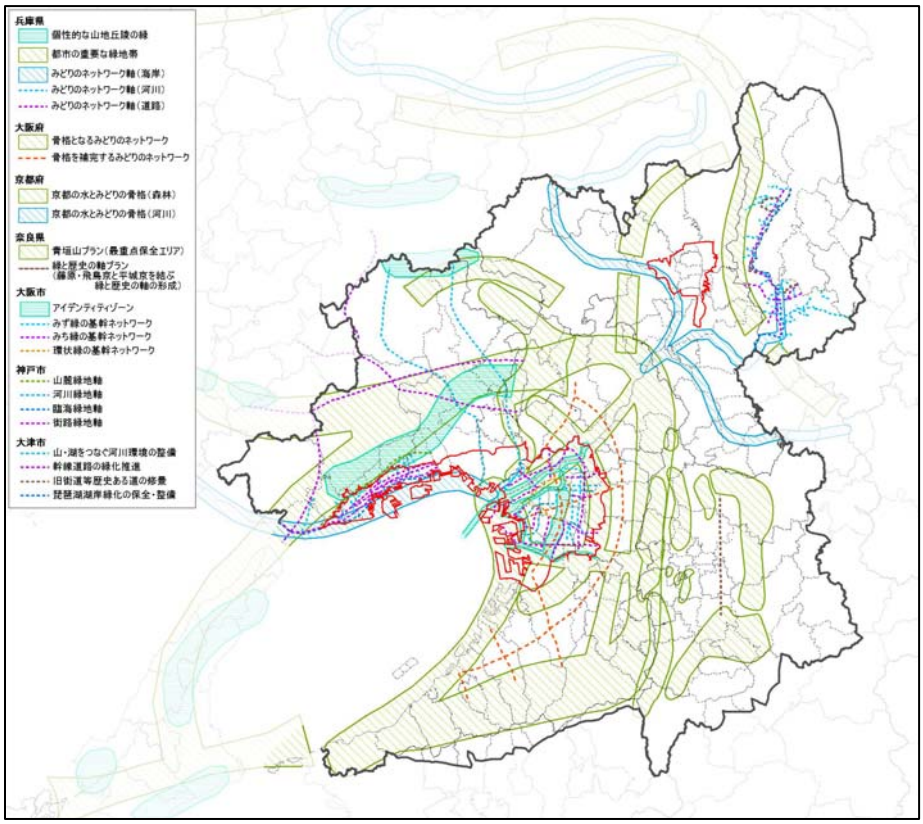

府 県 市 の 広 域 緑 地 計 画

（３）自然環境の諸機能からみた水と緑のネットワークの必要性と考え方

近畿圏の自然環境の基本目標を達成するためには、現在近畿圏に残されている貴重な自然環境の保全はもとより、自然環境の再生、創出等による自然環境の連結を含めた近畿圏全体の水と緑のネットワークを形成し、近畿圏全体として自然環境の質の向上を図ることが必要である。その結果、水と緑を回廊として生き物がいきかう豊かな自然環境の下、人と生き物が躍動する近畿圏として再生していくことを目指す。

水と緑のネットワークの必要性を、自然環境の諸機能からみると次のとおりである。

①生物多様性の向上

・ 歴史的に見ると人々は自然環境を活用し、自然との共生を図ることによって生活を充実させてきた。このような人と自然との「よい関係（健全な自然環境の維持）」は長い間続いてきたが、この共生関係は次第に薄れ、現在の自然環境がある。
・ この間の自然環境の変化は、いわゆる「開発行為」による直接的な改変が主であっ

たが、近年は人と自然とのふれあいの低下により自然環境の質が変化し、本来多様である生物の生息環境の劣化が大きな課題となってきた（生物の多様性の第２の危機）。

- 生物の生息空間である自然環境は、まとまりが大きいほど、また互いにネットワークされているほど安定するという基本的な考え方がある。
- これは生物の生息環境の分断化を防ぎ、生態系の水平的なつながりを回復させる視点であり、「新・生物多様性国家戦略」では以下のように表現されている。

  『道路、河川、海岸などの整備を、国土における緑や生物多様性の縦横のネットワークとして位置づけ、「奥山」、「里地里山」、「都市」を結ぶ軸と考える』
- このような整備によるネットワークづくりに加えて、これらを補完する自然環境のネットワークを考慮する必要がある（軸と軸をつなぐ、整備により分断された生息地をつなぐ等）。
- とくに流域における健全な水循環や総合的な土砂管理は、生物の縦断的な移動や生物生息の場の形成に重要である。
- 種の供給源となるまとまりのある自然環境とのネットワークを形成することによって、多様な生物の生息空間を確保し、またこのような自然環境とのふれあいを通じた健全で豊かな生活の実現に結び付けていくことが必要である。
- 基本的にはこの生物多様性の観点から求められるネットワークは他の観点からのネットワークと大きな重なりをもつ。

②人と自然のふれあいの確保

- 自然とのふれあいは都市住民の高いニーズがあるほか、近畿圏の明日を担う子供たちの人格形成面からも重要な機能である。水と緑のネットワークにはこのような自然とのふれあいの観点も大切である。
- このような自然とのふれあい空間は、環境のつながり（ネットワーク）として表現される場合もあるが、自然に対する「関心」、「理解」、「行動」など、主体の自然に対する関心度に応じていくつかの段階を考慮して配置されていることが望ましい。
- すなわち、身近なふれあい空間（「感じる」）、地域のふれあい空間（「理解する・観察する」）、広域的なふれあい空間（「具体の活動など本格的なふれあい活動の実施」）などが、空間規模・自然環境の内容を違えて、適当に配置されることによって人と自然のふれあい機会の確保・増大を図る必要がある。
- とくに近畿圏では既成市街地において、自然環境が極めて乏しい場がある。ふれあいの場としての自然は、必ずしも大きなまとまりやつながりがなくても機能することに留意し、都市においてもふれあい資源を系統的に整備することが大切である。
- また、生き物や良好な水辺、都市の緑など様々なふれあい資源を保全・再生・創出し、それらを維持していくためにも水と緑のネットワークを計画的に形成する必要がある。

③安全性の向上

（都市防災）

・ 阪神淡路の大震災を経験した近畿圏では、避難空間のまとまりや避難ルート、延焼防止のための防火帯、公園緑地、都市内河川空間、道路空間など、都市防災の観点から自然環境の機能を活用する視点がとくに大切である。
・ 防災的な環境のつながり、まとまりを形成することによって、関連する自然環境の諸機能が一層強化することが考えられる。このため、都市防災の観点からも、自然環境のネットワークを形成することが望ましい。

（土砂崩壊防止・水源かん養）

・ 近畿圏の外郭を形成する森林地域は、土砂崩壊防止機能、水源かん養機能の高いまとまりであるが、一部虫食い状の地域もある。安全性の向上の観点から外郭のまとまった緑のネットワークを維持・保全する。

（水系のネットワークの維持）

・ 河川や湿地・湿原などの水系はネットワークされた場であり、防災機能の高い空間である。このような水系のネットワークを維持する。

④快適な環境の形成

（都市気候の緩和）

・ 都市におけるまとまった緑は冷気の染み出し効果などにより都市気候の緩和に貢献することが知られているが、都市における河川軸なども臨海部からの風の道となるなど都市気候の緩和に機能することが考えられ、水と緑のネットワークの構成要素とできる。

（良好な景観の形成）

・ 自然共生型の歴史・文化蓄積を特徴とする近畿圏では、連続する水辺、山並み、崖線、歴史・文化的資源と一体となった自然環境など、良好な自然資源として認識される景観の連続性を保全する視点が欠かせない。
・ とくにふれあえる自然の少ない都市住民にとって良好な景観の維持は大切な機能である。
・ 環境の視覚的な表現である景観の保全は同時に他の機能の維持・強化にもつながる。
・ 自然環境を「良好な景観資源」として位置付け、それらの資源が互いに連担、連続することで地域あるいは近畿圏全体の特徴を醸しだす景観創出を促すようなネットワークを形成することが大切である。

なお、以上のような上下流連携、自然保護・保全等にかかる市民の参加的な取組等を通じて形成される組織や人のコミュニティ形成（人と人のつながり）も、これからの美しい近畿圏をつくっていく大切な要件である。

4.2 保全・再生・創出の基本的な方向性

近畿圏の自然環境の骨格構造、および水と緑のネットワークの必要性をふまえ、近畿圏の自然環境づくりのテーマと方針を以下のように設定する。

■ 近畿圏の自然環境づくりのテーマと方針

○ テーマ

山・里・海をつなぐ人と自然のネットワーク

○ 方針

～地形と流域のまとまりを背景として～

- **自然をつなぐ**
- **人と自然をつなぐ**
- **人と人をつなぐ**

また、自然環境の保全・再生・創出に必要な、水と緑のネットワーク形成にむけた５つの方向性を以下のように設定し、近畿圏の土地のポテンシャルを生かしながら、近畿圏にふさわしい土地のワイズユースを目指すこととする。

＜水と緑のネットワーク形成の５つの方向性＞

～土地のポテンシャルをいかしながら土地のワイズユースを目指して～

① 緑の骨格における自然環境の保全、再生
② 開発にさらされる地域での自然環境の保全・再生と周辺資源とのネットワーク化
③ 既成市街地における自然環境の再生・創出とネットワーク化
④ 河川等における自然環境の再生・創出とネットワーク化（水辺とその周辺域）
⑤ 湾岸における自然環境の創出（緑地、藻場・干潟）とネットワーク化

① 緑の骨格における自然環境の保全、再生

・主な対象地：六甲山系から北摂・金剛生駒・和泉葛城山系、大和青垣、吉野の山麓地など外郭を形成するグリーンベルト軸
・取組の例　：・自然林の保全、里山（二次林）の管理
・植林地での保育、施業の適正化、林種転換
・源流域の管理（河川・砂防域）　など

② 開発にさらされる地域での自然環境の保全・再生と周辺資源とのネットワーク化

・主な対象地：京阪奈丘陵、西神丘陵、南大阪丘陵、馬見丘陵、金剛東麓台地など、丘陵・台地の自然環境
・取組の例　：・二次林・植林地、草地・農地の保全と周辺とのネットワーク化
・河川、湿原、ため池等の保全と周辺とのネットワーク化　など

③ **既成市街地における自然環境の再生・創出とネットワーク化**

・主な対象地：大阪平野、京都盆地の人口が密集し自然環境の乏しい地域

・取組の例　：・公園緑地の確保・整備

・道路整備、河川整備等でのエコロジカルな取組

・市街地建造物・住宅地、企業敷地、学校等でのさまざまな取組（屋上緑化、壁面緑化、ビオトープ創出など）　など

④ **河川等における自然環境の再生・創出とネットワーク化（水辺とその周辺域）**

・主な対象地：・淀川などでの自然再生の取組

・取組の例　：・ダム、床固工など河川横断工作施設の改良

・新たな魚道の設置による縦断的連続性確保

・親水空間の整備による自然とのふれあいの確保

・河川等水辺空間における環境学習等の充実

⑤ **湾岸における自然環境の創出（緑地、藻場・干潟）とネットワーク化**

・主な対象地：大阪湾岸

・取組の例　：・大阪湾岸埋立地での大規模緑地創出

・河口干潟、砂浜海岸の再生　など

これらの基本的な方向性に基づく、近畿圏の課題解決の方向性を下図に示す。

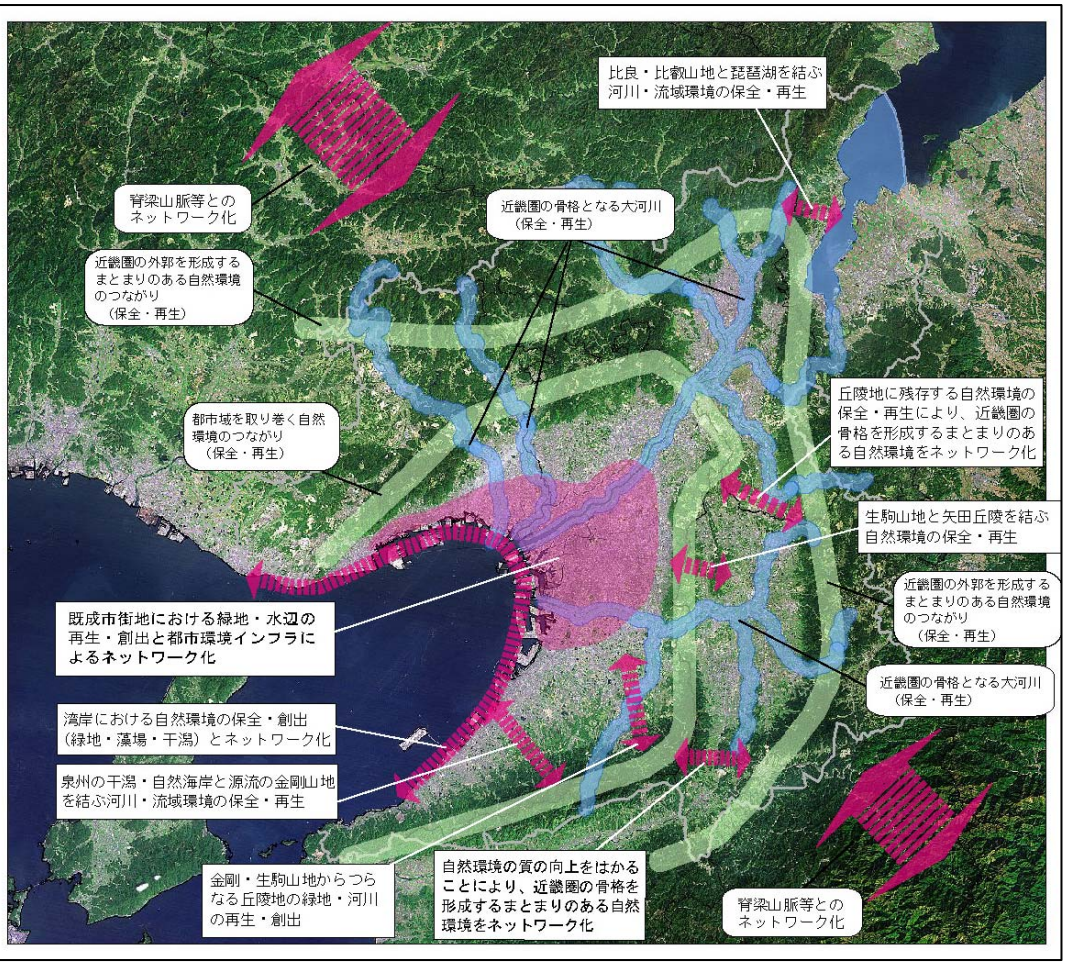

ネットワーク形成による課題解決の方向性図

近畿圏の外郭の緑や都市域をとりまく緑とそれらを貫く大河川が近畿圏の自然環境の骨格である。

これらの骨格となる自然環境においては、連続性やまとまりに配慮し、質的向上を中心とした保全・再生を図る。開発が進行している都市の周辺地域では、保全・再生により自然環境のネットワークを形成するとともに、自然とのふれあい・活用を図る。既成市街地など自然環境の乏しい地域では身近なふれあい資源をはじめ計画的に自然環境を再生・創出していくことで、自然環境の量的確保を図る。河川やため池が数多く存在していることは近畿圏の特徴のひとつであり、特に自然環境の乏しい都市部においては、これらの貴重な自然環境を活かした保全・再生等の取組を進める。沿岸部においては、埋め立て等により干潟・海浜等の多くは既に失われているが、高い再生ポテンシャルがある干潟等の再生を図り、湾岸部における自然環境のネットワークを形成する。

これらの取組を進める際には、山・里・海を河川がつなぐ流域の視点を重視する。また、近畿の外郭を形成する緑と都市域をとりまく緑をつなぐ地域において自然環境の質的向上を図ることにより、近畿圏全体の自然環境の向上につなげる。なお、近畿圏の外郭は、周辺部に広がる脊梁山脈等と生態的なネットワークでつながっていることを意識しておく必要がある。

自然環境の保全・再生においては自然への人の関わりが不可欠であり、さらに人と人とのネットワークを形成することでさらなる自然のネットワークの向上につなげる。

4.3 「保全等を検討すべき地域」と「水と緑の重点形成軸」の抽出

ここでは、水と緑のネットワーク形成に向け、保全・再生・創出に積極的に取組むべき地域およびネットワーク軸として、「保全等を検討すべき地域」および「水と緑の重点形成軸」の抽出を行う。

（1）保全等を検討すべき地域の抽出

① 保全等を検討すべき地域の位置づけ

「保全等を検討すべき地域」は、近畿圏という広域的な観点から、今後優先的に保全等を検討すべき地域である。また、自然環境は互いにネットワーク化することによってその機能をより発揮することができることから、水と緑のネットワークの拠点となる地域と位置づける。

また、近畿圏では、都市域の中に緑資源の極めて希薄な地域が存在するが、本計画ではこのような場においても、山・里・海のネットワークの形成によって、自然環境を積極的に再生・創出していくことを基本とする。

② 保全等を検討すべき地域の抽出

自然環境の４つの機能別評価をもとに、近畿圏の自然環境の特徴をふまえ、以下の観点に配慮して「保全等を検討すべき地域」の抽出を行った。

＜「保全等を検討すべき地域」抽出の観点＞

１．多様な機能を有するまとまりのある自然環境
２．近畿圏の特徴である歴史的資源と自然環境が一体となっている地域
３．21 世紀型の視点として市民等の利用ニーズや活動のある地域
４．水と緑のネットワークの骨格となる以下の地域
- 都市の周辺部に位置し、市街地を取り巻くまとまりのある樹林地
- 都市の周辺部に位置し、水田、樹林地、水辺などの混在する地域
- 都市近郊に残存する、または分断されつつある樹林地や草地環境
- 都市部を流れる主な河川や沿岸域に残存する干潟等の水辺環境

自然環境の機能評価が高い地域は、現状で良好な自然環境が残された地域であるが、開発が進行する近畿圏では、機能評価の高い地域の保全とともに、開発されやすい地域や再生のポテンシャルの高い地域の保全が重要であり、ここが当面の「保全等を検討すべき地域」と考えられる。そのため、地域の抽出にあたって、開発や再生のポテンシャル構造である「地形」に着目した地域抽出を行った。

なお、地域の設定は、基盤である地形条件等を考慮して行ったが、最終的には周りの環境をみながら、多少とも幅広に捉えることとする（次頁図参照）。

抽出した地域以外にもさらに小さな規模の評価すべき自然環境が存在するが、これらは将来の水と緑のネットワーク形成にあたっての飛び石要素と位置づけ、水と緑の重点

形成軸など、個々のネットワーク計画の中で保全や再生・創出を検討していくものとする。

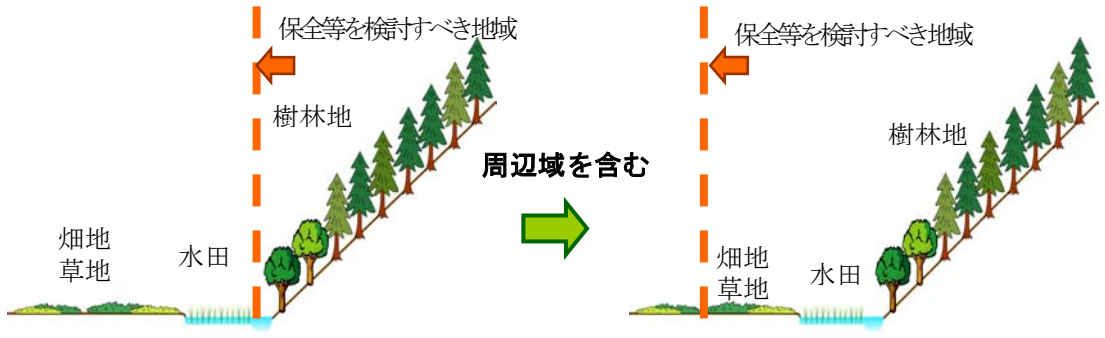

地 域 の 設 定 に つ い て

（２）水と緑の重点形成軸

① 水と緑の重点形成軸の位置づけ

近畿圏の水と緑のネットワークのうち、今後、重点的に再生・創出に取組む軸を「水と緑の重点形成軸」とする。

具体的には、外郭の豊かな自然環境や「保全等を検討すべき地域」等を拠点とし、河川や緑のまとまり、つながりにより、また、既往計画等も考慮した新たな自然環境の創出により自然のネットワークが形成された近畿圏を目指す。

② 水と緑の重点形成軸の抽出

「保全等を検討すべき地域」を拠点として特に自然環境が分断・孤立している地域や自然環境の乏しい地域をつなぐ軸、あるいは近畿圏の自然環境の骨格形成に資する地域の抽出を行った。さらに、軸の抽出にあたっては、その実現性を考慮し各種自然環境資源の分布や府県市の計画等の把握も行った。

具体的な抽出方法は次のとおりである。

＜水と緑の重点形成軸の抽出作業＞

1．自然環境の機能評価結果　⇒　自然環境の創出がとくに必要な地域の抽出（稠密な都市地域）等

2．自然環境の資源の分布　⇒　河川等水辺資源、緑地分布、公共施設、歴史的な古道等の資源の把握

3．国・府県市の計画　⇒　計画の整合、実行可能性の把握

4．事業計画　⇒　都市環境インフラとして機能する可能性のある高規格道路、地域高規格道路、都市開発、公園整備など把握

5．市民活動の有無（参考）　⇒　軸の形成の際、地域での活動の牽引力となるNPO 等の活動状況

（３）「保全等を検討すべき地域」と「水と緑の重点形成軸」の抽出結果

「保全等を検討すべき地域」として２５ゾーン、４河川を、「水と緑の重点形成軸」として１３軸を抽出した。各地域と軸の概要は次頁の通りである。

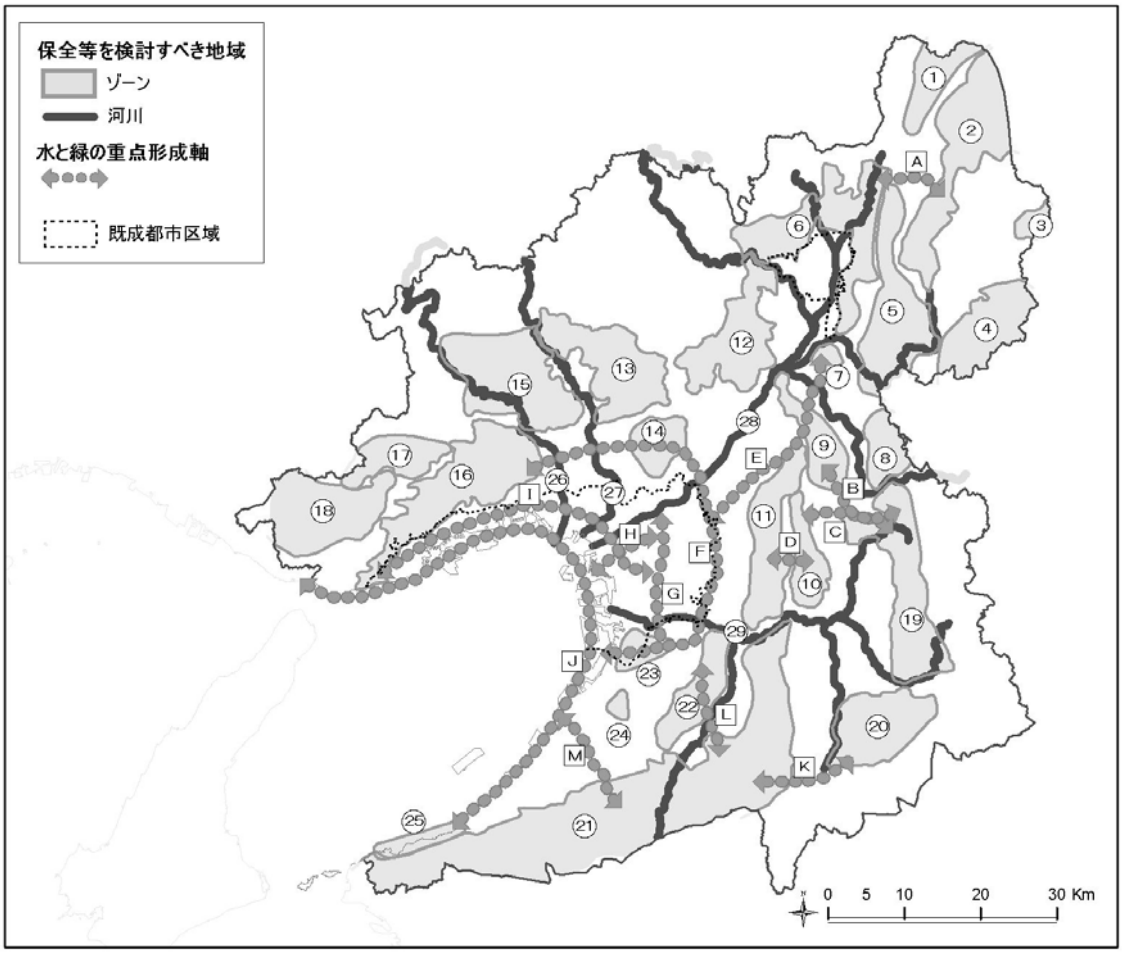

保全等を検討すべき地域

1 比良山地
2 琵琶湖
3 鏡山周辺
4 田上信楽山地
5 比叡山から音羽山
6 京都市街地周辺
7 巨椋干拓地
8 三上山周辺
9 京阪奈丘陵
10 矢田丘陵
11 生駒山地
12 ポンポン山周辺
13 箕面山・妙見山
14 北大阪丘陵地
15 宝塚市周辺
16 六甲山地
17 帝釈山地
18 西神丘陵
19 大和青垣
20 飛鳥
21 金剛山地・和泉山脈
22 南大阪丘陵地
23 堺市北部
24 信太山
25 貝掛・箱作・長松・小島海浜
26 武庫川
27 猪名川
28 淀川・木津川・桂川・宇治川
29 大和川

水と緑の重点形成軸

A 比良山地から比叡山地域と琵琶湖をつなぐ軸
B 京阪奈丘陵と大和青垣をつなぐ軸
C 矢田丘陵と大和青垣をつなぐ軸
D 生駒山地と矢田丘陵をつなぐ軸
E 巨椋干拓地から京阪奈丘陵、大阪市街地をつなぐ軸
F 市街地を環状につなぐ軸
G 上町台地を中心とした軸（堺北部地域と淀川をつなぐ軸）
H 大阪湾沿岸と大阪市街地をつなぐ軸
I 六甲山麓から神戸・大阪市街地をつなぐ軸
J 大阪湾沿岸をつなぐ軸
K 金剛山地・和泉山脈と飛鳥地域をつなぐ軸
L 南大阪丘陵と金剛山地・和泉山脈をつなぐ軸
M 大阪湾沿岸と金剛山地・和泉山脈をつなぐ軸

①　「保全等を検討すべき地域」の概要

1 比良山地

琵琶湖西部に位置し、1000m 前後の山が連なる山地。多くが琵琶湖国定公園に指定されている。傾斜が厳しく、脆く崩れやすい地質である。原生的な森林や貧栄養湿地など生物の生育･生息環境として重要である。

2 琵琶湖

琵琶湖の南部およびその湖岸周辺地域。琵琶湖は、近畿 1400 万人の生活や経済活動を支える水資源であると同時に、貴重な自然生態系を構成している。琵琶湖沿岸の湿地帯は、原野特有の植物が生育し、多様な動物の生息環境となっている。また、琵琶湖沿岸水域には、豊かな水草相が維持されている地域が存在している。さらに、歴史的・文化的景観が集積している大津市域をはじめ､琵琶湖岸及びその周辺の公園等には圏域内外から多くの人が訪れ、年間を通じて活発なレクリエーション活動が営まれている。

3 鏡山周辺

鏡山（385m）、三上山（425m）などからなる小起伏山地。国史跡大岩山古墳群や滋賀県立希望が丘文化公園を有し、自然とのふれあいの場となっている。

4 田上信楽山地

琵琶湖の南部の滋賀県と京都府にまたがる山地。大津市の南部には、湖南花崗岩地域ヒメコマツ林など貴重な植物群落が存在する。また、水源かん養の地としても重要な土壌環境が広がっている。

5 比叡山から音羽山

京都府と滋賀県の境に位置する南北に連なる山地地域で一部が琵琶湖国定公園に指定されている。大木をまじえたスギ・ヒノキの深い樹林に包まれ野鳥が多く生息している。京都の北山・西山地域から続くまとまりのある樹林地が水源の森として機能し、延暦寺などの史跡が多く歴史的風土保存区域にも指定されている。自然とのふれあいの場も提供している。

6 京都市街地周辺

京都市街地を取り囲み、多くの寺社、仏閣などの歴史的・文化的景観と一体となった自然環境が広がる地域。寺社の周辺に広がる樹林には希少な生物の生育・生息が見られる。北山、東山周辺は風致地区に指定されている。

7 巨椋干拓地

干拓地に広い農耕地が広がっている。桂川・木津川・宇治川の三川合流地に近く、野鳥が多く見られる。周辺部には池であった名残をとどめる植物群も残されている。干拓地は農用地区域に、付近の丘陵地は風致地区に指定されている。

8 三上山周辺

木津川東部の鷲峰山からつらなる風化花崗岩質の小起伏山地。玉川､天神川､不動川､鳴子川など木津川の支川を有し､明治期までは森林の伐採等により大量の土砂の流出が

見られた。井手町・山城町は万葉の昔から歌枕の里として知られ、多くの歌人にその自然が詠まれているほか、現在でも多様な生物の生育･生息の場となっている。北部では自衛隊長池演習場やゴルフ場が展開するなど山林､農地とは異なった土地利用が見られる。

9 京阪奈丘陵

京都府、大阪府、奈良県にまたがり、棚田やため池など里地の自然環境が豊かな地域が残っているが、北部では都市的な土地利用も進んでいる。関西文化学術研究都市の開発が進められており､これら大規模プロジェクトと自然との共存が望まれるところである。

10 矢田丘陵

奈良盆地の北西部に位置し､丘陵の南側は矢田県立自然公園として自然景観と文化財をとりまく環境が保全され、レクリエーションの場を提供している。公園は南側で歴史的風土保存区域に指定されている斑鳩の里に接している。北部では土地利用規制もなく都市的な土地利用が進んでいる。

11 生駒山地

大阪府と奈良県の府県境周辺に連なる山地。大阪平野の市街地の広い地域から眺めることができ、近畿圏を代表する都市の背景となる自然環境の一つである。多くのＮＰＯ等の活動の場としても親しまれ、裾野には大規模な古墳群も所在する。さらに、生駒・信貴山麓のため池群は多くの水生･湿生植物や希少な動物の生育・生息地として重要な場所である。

12 ポンポン山周辺

京都府と大阪府にまたがる山地。二次林が広がる里山の自然環境が残っている。近郊緑地保全区域や風致地区、特別緑地保全地区などに指定されている。

13 箕面山・妙見山

北摂山地の一部で､南麓部は箕面川渓谷を中心とした明治の森箕面国定公園に指定されており、天然記念物のニホンザルが生息しているほか、紅葉の名所や昆虫類の宝庫として有名で、自然とのふれあいの場として多くの人が訪れている。妙見山ではブナの自然林がみられる。

14 北大阪丘陵地

大阪北部の豊中・吹田・茨木・箕面にまたがるなだらかな丘陵地域。千里ニュータウンなどこの地域の大部分が宅地開発されてはいるが､最も大きな緑地のまとまりとして万博記念公園が存在するほか、服部緑地など数多くの公園が点在しており、快適な生活環境の提供の一助となっている。

15 宝塚市周辺

兵庫県宝塚市東部から川西市南部にかけての地域。山間部は平野部からのアイストップの一部をなしている。また、宝塚市の自然林･二次林のまとまりや川西市の谷津田環境、武庫川上流部の渓谷は、多様な生物の生育･生息の場となっている。

16 六甲山地

神戸市街地の背後に位置し、土砂災害の防止、レクリエーションの場の提供など多くの機能を有し、緑地保全の必要性が極めて高い地域。市街地山麓は特別緑地保全地区や近郊緑地保全区域、風致地区に指定されているほか、山麓付近から山頂にかけては瀬戸内海国立公園に指定されている

17 帝釈山地

神戸市北区にある山地地域で六甲山地の北側に位置し二次林が広がる。帝釈山を主峰とする。一部は特別緑地保全地区に指定されている。

18 西神丘陵

神戸市西区から北区にかけての丘陵地域。西部には農用地区域が、東部には近郊緑地保全区域が指定されている。樹林や水田、畑地がモザイク状に展開しており、西部にはため池が多い。西神ニュータウンなどの開発団地があり、その周辺には新たな展開を検討中である農業公園などの施設がある。この西神丘陵は同じく多数のため池が分布する東播磨地域ともつながりをもち、環境の一体性を保っている。

19 大和青垣

笠置山地西端に位置し、多くが大和青垣国定公園に指定されている。古くから開けていたにもかかわらず、比較的よく自然が残されている。農村のモザイク環境が広がっているが、与喜山暖帯林のような天然記念物も見られるほか、「山辺の道」など、歴史的人文景観も豊富である。なお、北部木津川左岸は都市的な土地利用が自然環境と混在している。

20 飛鳥

大和青垣の南端及びおよび明日香村周辺で、歴史的・文化的景観資源が集まっており、周辺の自然環境と一体となって貴重な景観・ふれあいの場を提供している。吉野の山地から山麓にかけては植林地と農地が混在するが、低地部では農地の中に都市的な土地利用が見られる。

21 金剛山地・和泉山脈

大阪府南部および奈良県西部にそびえる金剛山地から和泉山脈にかけての地域。これらの山々は貴重な自然景観資源であり、また自然公園として多くの人が自然環境とふれあっている。大和川支流および和泉地方の中小河川の水源として高い機能を有した地域でもある。また、金剛山は、ブナをはじめとする冷温帯性植物が豊富な地域として重要である。

広い地域を一体として捉えたが、主には大阪湾に直接流入する河川群の上流部、大和川支流の石川上流部、大和川支流の葛下川上流部などからなりたっている。

22 南大阪丘陵地

大阪府の南部に広がる丘陵地で、水田や孤立した樹林、数多くのため池が広がっている地域。市街地に接するこれらの水面等は、ヒートアイランド現象を含めた都心部の熱環境の緩和機能を持つと考えられる貴重な空間である。

23 堺市北部
　市街地の中に仁徳天皇陵などの御陵やため池群、大規模公園の大泉緑地などがある。

24 信太山
　市街地の近くに残された湧水湿地やため池が、様々な動植物の生息の場となっている地域。特に信太山丘陵では、自衛隊の演習地として利用されてきたため、多くのため池や無数の貧栄養湿地が点在するとともに、広い草地環境が残されている。その一方、近年は樹林化が進み湿地の衰退が危惧されている。平地から台地にかけては、古墳・史跡等が集中している地域もある。

25 貝掛・箱作・長松・小島海浜
　大阪府南部の樫井川、男里川、東川の河口部に位置する干潟が広がる地域で、大阪湾では数少ない自然海浜（長松海浜、小島海浜）が残る地域。野鳥や海の生物、塩性湿地に生育する植物など貴重な生物の生育・生息地となっている。

26 武庫川
　北摂山地と六甲山地の間を抜け大阪湾に注ぐまでの武庫川沿い一帯の地域。かつての河川氾濫源にあるため池では、貴重な植物種が生育している。本川には、ヨシ原等の湿生植物群落が形成されている。一部は風致地区に指定されている。

27 猪名川
　北摂山地を源とし、大阪府と兵庫県の府県境周辺を流れる猪名川沿いの一帯の地域。自然環境が少ない市街地内にあって、河畔林のほかヨシ原等がまとまり、貴重な水生動物等の生息の場やヒートアイランド現象緩和のためのオープンスペースなどを提供している。

28 淀川・木津川・桂川・宇治川
　淀川は、木津川、桂川、宇治川の３つの川が山城盆地で合流し、大阪平野を貫き大阪湾へ注いでいる。また、京都盆地では高野川、賀茂川、鴨川などの支流が都市環境にうるおいを与えている。河川区域は渡り鳥を含む多くの野鳥、コイ、フナなどの水生動物、ヨシなどの豊富な湿生・水生植物等、動植物の宝庫となっている。下流部には淀川河川公園などが整備され、スポーツ、レクリエーションの場として活用されているほか、都市部のヒートアイランド現象を緩和する貴重なオープンスペースとなっている。古くから交通の要衝として栄えた地域でもあり、様々な時代の歴史に彩られたところでもある。

29 大和川
　奈良盆地から奈良県と大阪府の境にある亀の瀬の渓谷部を経て大阪平野に入り、石川等を合わせ、大阪湾に注ぐ大和川沿い一帯の地域。奈良盆地を流れる中・上流部はホタルのすむ初瀬川、環濠集落に近い佐保川，曽我川などが比較的良好な環境をとどめている。
　大和川下流は大阪平野南部における大きな開放水域の一つであり、河川沿いには、ヨシ原等の湿生植物群落が形成されている。

② 「水と緑の重点形成軸」の概要

A 比良山地から比叡山地域と琵琶湖をつなぐ軸

比良山地から比叡山にかけての山地から天神川、真野川などの河川が琵琶湖へ注ぐ。棚田もみられる里地が残る。

天神川では下流域は都市化しているが中・上流域になると比較的自然が残り、上流から下流まで地域住民による環境保全活動が行われており、この沿川を環境形成軸とする。ここでは源流から河口までの一貫した水・土砂管理と水辺の多自然化により、地域住民の活動と連携しながら魚などの生きもののすみやすい河川にするとともに、湖岸の砂浜の安定化、河川と沿川の樹林・農地と一体となった環境形成を図る。

また、近傍の真野川でも河口に三角州がみられ上流まで比較的自然が残り、同じような性格の沿川環境といえる。

B 京阪奈丘陵と大和青垣をつなぐ軸

京阪奈丘陵には雑木林や農地が混在する里地里山が広がっていたが、近年、祝園ニュータウン、関西文化学術研究都市など大きな開発があり、自然環境としてのまとまりは分断化、孤立化していき、豊かであった生物相も貧弱となりつつある。そこで、京阪奈丘陵の自然環境の機能を回復するため、地域住民の活動とも連携し、開発との調和と外郭の自然環境のまとまりである大和青垣地域との緑の連担をはかり、生きもののネットワーク形成、人と自然のふれあいの場としての質の向上、良好な自然景観の形成を目指していく。さらに、この軸は近畿圏の骨格を形成するまとまりのある自然環境を相互につなぐ位置にあり、外郭とのつながりを図ることにより、近畿全体の自然環境の機能強化を目指す。

C 矢田丘陵と大和青垣をつなぐ軸

矢田丘陵の北部はかつて里地の姿をみせていたが、現在、市街化により緑地の孤立化が進んでいる。残存する農地や樹林、ため池の保全、緑化などにより、矢田丘陵の緑地を孤立させないで、外郭の自然環境のまとまりである大和青垣地域と連担させ、生きものの移動や人と自然とのふれあいの機会の増大、自然景観の形成を図る。

D 生駒山地と矢田丘陵をつなぐ軸

生駒山地と矢田丘陵との間には、かつてまとまった樹林と農地が広がり緑が連担していたため、生きものの移動があり自然景観の連続性が確保されていた。また暗越奈良街道は、奈良時代から奈良と大坂を結ぶ最短ルートとして旅人の往来がさかんであった。しかし、現在では新興住宅地の開発などにより緑の分断化が進んでいる。そこで、残存緑地の保全や緑化などにより、生駒山地と矢田丘陵のつながりを回復することによって、生物多様性の向上と自然景観の連続性の維持を図る。

E 巨椋干拓地から京阪奈丘陵、大阪市街地をつなぐ軸

かつての湿地帯の名残をとどめる京都の巨椋干拓地と大阪市街地を結ぶネットワーク軸。京阪奈や枚方の丘陵・台地上に点在する緑地（樹林地・農地）や第二京阪道路（「緑立つ道」）の環境施設帯等により、周辺の自然環境とのつながりを維持・強化し、郊外から都市中心部への生きもののネットワーク形成や人と自然とのふれあいの機会の増大を図る。

F 市街地を環状につなぐ軸

高規格道路である阪和自動車道、近畿自動車道・中国自動車道は、既成都市区域・都市域を貫く動線である。この沿線は緑のまとまりの極めて乏しい一帯であり、とくに自然とのふれあいや景観形成の観点から自然環境のまとまりが必要な地域である。

道路整備の中で、沿道の緑化・のり面緑化や環境施設帯の設置などにより、連続した骨格となる緑を形成するとともに、沿道部における公園緑地をはじめとする緑の創出を行いグリーンベルトの形成を目指す。猪名川、服部緑地、久宝寺緑地、大泉緑地などの緑拠点や市民活動との連携も考慮し、道路によって形成される緑の連なりと周辺の緑資源とのネットワーク網を形成していく。

G 上町台地を中心とした軸（堺北部地域と淀川をつなぐ軸）

上町台地、信太山台地北部とその周辺には、市街地の中に大阪城公園、天王寺公園（茶臼山・河底池）、長居公園、大和川付け替え以前の派流痕跡を残す駒川・今川（緑道公園）、大泉緑地、仁徳天皇陵などの古墳群、点在する社寺の緑地などがあるが、それぞれが孤立化しているために自然環境の機能としては弱い。これらを緑化によりネットワークし、自然環境の乏しい都市部において、生きものの誘致やうるおいのある景観の創出、快適な熱環境の確保、延焼防止の機能強化を図る。

H 大阪湾岸と大阪市街地（上町台地）をつなぐ軸

大川（旧淀川）、土佐堀川・堂島川などはコンクリートや鋼矢板での護岸整備が行われているが、沿川に中之島公園などの緑地が多く大阪城公園にも近い。都市部において河川水面は残された貴重な自然空間であり、水の都大阪再生プロジェクト（都心部を囲む河川を「水の回廊」として整備し、水を活かした新たな都市魅力を創出）の推進などにより、さらなるうるおいのある水辺景観の形成や、ヒートアイランド現象の緩和、延焼防止機能の強化などを図る。

I 六甲山麓から神戸・大阪市街地をつなぐ軸

阪神地域の既成都市区域には、かつては西国街道、中国街道を人々が行き来し、現在は主要道路（国道 43 号・阪神高速など）が通り、緑の乏しい市街地の中に道路際の緑地帯として連続した環境防災緑地が計画されている。これら緑地帯を軸とし、周辺の公園などとつながりをもった緑のネットワークを形成し、沿道住民と連携しながら防災や景観形成、大気浄化などの機能を充実させる。

J 大阪湾岸をつなぐ軸

もともとの埋め立て地形や海岸の強度な開発、さらには土砂供給の不足もあり、今日、侵食海岸である大阪湾の沿岸には自然の海岸線はほとんど残っていない。そうした中で大阪湾の再生がうたわれており、その中で藻場・干潟の造成が構想され、市民の活動も見られる。

沿岸は海流によってプランクトンや物質の移送される空間であり、浅瀬、干潟等の基盤が形成されれば、目にはみえない生物や物質のネットワークが形成されていく。このような生き物のすむ豊かな沿岸は、生物のもつ水質浄化、近畿圏ではきわめて乏しい人と自然とのふれあいの水辺となり、多面的な機能を発揮している。また、大阪湾岸には埋立て処分地など大規模な低未利用地が存在し、自然環境の再生・創出の場としての活

用も期待される。すでに立ち上がった計画や活動と連携し、豊かな沿岸の環境軸を形成する。

K 金剛山地・和泉山脈と飛鳥地域をつなぐ軸

金剛山地・和泉山脈と飛鳥との間には地溝状の低いところがあり、樹林や農地でつながって落ち着いた農村景観を呈しており、かつては生きものの移動も盛んであったと考えられるが、近年、分断化が進んできている。そこで、ため池や農地、樹林の一体的保全、植林地における管理の強化、緑化などにより、近畿圏の骨格を形成するまとまりのある自然環境相互のネットワークを形成し、近畿圏全体の生物多様性の向上と自然景観・農村景観の連続性の維持を図る。

L 南大阪丘陵と金剛山地・和泉山脈をつなぐ軸

南大阪丘陵は金剛山地・和泉山脈のまとまった緑地から飛び石状に樹林や農地、ため池が散在しており、その中を石川や天野川などの河川が流れているが、市街化が進んでいるために自然環境の機能としては弱い。ここでは、石川、天野川などを軸に、狭山池等のため池群や樹林、農地などの孤立した緑資源をネットワークし、金剛山地・和泉山脈からの生きものの移動や人と自然とのふれあいの機会の増大を図る。

M 大阪湾岸と金剛山地・和泉山脈をつなぐ軸

近畿圏では泉州に特徴的に存在する河口部の干潟・自然海岸と金剛・生駒の山地とを結ぶ河川のネットワーク形成を想定した。源流から河口までの一貫した水・土砂管理によって、良好な自然の色の濃い河川環境を形成し、河口部の干潟・砂浜海岸を安定した基盤とするとともに、河川と沿川の森林・草原・農地・ため池等の一体となった環境形成を図る。ここでは神於山自然再生事業など地域の環境再生に向けた動きのある岸和田市域において河川（春木川）を中心としたうるおいのある環境軸を形成する。

大津川、佐野川、男里川、近木川なども春木川と同じような性格をもつ河川である。

③ 水と緑の重点形成軸の性格

水と緑の重点形成軸での取組は、各々の軸の性格を踏まえ目指すべき方向に互いに共通性をもたせ、戦略的に行っていくことが望ましい。抽出した水と緑の重点形成軸の性格は以下の４つに区分される。

１．山・里・海をつなぐ河川軸

上流の山・里から河口、海までを水系でつなぎ、水、物質の移送経路、生物の移動・回遊など健全な循環系・流域環境を取り戻す軸

２．拠点相互、緑の骨格や周辺緑地をつなぐ軸

開発にさらされている「保全等を検討すべき地域」での自然環境保全に向けた施策の重点的展開と共に、「保全等を検討すべき地域」相互、あるいは周辺を取り込んだ緑の骨格とのネットワーク化により、地域の自然環境の機能の強化を図る軸

３．都市域における水と緑の再生軸

とくに自然環境の乏しい既成都市地域において自然環境の再生・創出によって、自然とのふれあい、快適な熱環境の確保（ヒートアイランド対策）、延焼防止、生きものの誘致や景観的うるおい、などを図る軸

４．大阪湾岸のネットワーク再生軸

大阪湾再生で位置づけられている埋立地における大規模緑地の設置や、干潟、藻場、砂浜の再生によって、泉南の沿岸部や瀬戸内海の自然海浜等の自然資源とのネットワーク化を目指し、沿岸の自然環境の機能により、生物多様性向上、水質浄化、自然とのふれあい機能の強化などを図る軸

重点形成軸での取組は、おのおのの地域での特性を考慮するとともに、軸の性格をふまえ取組に共通性をもたせることも必要である。

また、重点形成軸は、対象とする空間スケールや関係主体の多寡、喫緊か否かという緊急性などそれぞれの軸で状況が異なる。重点形成軸の空間スケールの階層ごとの考え方と軸の性格の関係は概ね以下のとおりである。

空間スケール	考え方	軸の性格	概　　要 （該当軸記号）
国土レベル	脊梁山脈等につながる	該当なし	外郭に位置し、脊梁山脈等につなげる。
広域レベル	圏域の中の空間スケールにおいて重要	**大阪湾岸のネットワーク再生軸**	海を通じて全世界ともつながり、近畿圏の骨格を形成する。　（Ｊ軸）
		拠点相互、緑の骨格や周辺緑地をつなぐ軸	近畿圏の骨格を形成している地域を相互に結び、骨格機能の強化をはかる。（Ｂ、Ｅ、Ｋ軸）
地域レベル	地域の環境形成に重要		周辺の緑地をとりこみつつ、長い距離で多くの環境類型をつなげることで、近畿圏の骨格を形成する。　（Ｆ、Ｉ軸）
			拠点相互を結び、拠点の機能の強化につなげる。　（Ｃ、Ｄ、Ｌ軸）
		山・里・海をつなぐ河川軸	河川を中心に沿川の自然環境の強化をはかる。　（Ａ、Ｍ軸）
	都市域の環境改善に重要	**都市域における水と緑の再生軸**	既成市街地において自然環境の再生・創出をはかる。　（Ｇ、Ｈ軸）

「水と緑の重点形成軸」抽出

4.4 近畿圏における都市環境インフラの将来像

（１）都市環境インフラ将来像の３つの要素

近畿圏の都市環境インフラの将来像は、近畿圏の自然環境の基本目標を達成するために、自然環境の保全、再生、創出の考え方及び施策や取組の方向性について示したものであり、行政、市民等の多様な関係主体が共有する目標像とするものである。

近畿圏の都市環境インフラの将来像は以下の３つの要素から構成される。

○「保全等を検討すべき地域」

現状で残された特に保全すべき貴重な自然環境であるとともに、将来にわたって近畿圏の水と緑のネットワークの拠点となるエリア。今後、維持・管理を含めた保全・再生等の取組を優先的に講じていくところ。

○「水と緑の基本軸」

「保全等を検討すべき地域」の中でも、近畿圏における自然環境の骨格を形成し、とくに自然環境の機能の強化、充実が必要とされる重要軸。

○「水と緑の重点形成軸」

近畿圏全体の自然環境の質を高めるために、現状の自然を活かしつつ将来に向けて形成を図る水と緑のネットワーク経路。今後、都市環境インフラ整備に関わる関係主体が、自然環境の再生・創出等に係る様々な施策や取組を積極的、重点的に講じていくところ。

このような総合的な取組によって、近畿圏の自然環境のかかえる課題の解決をはかり、とくに自然の乏しい都市部での「豊かな都市環境」の形成や、各地域において豊かな自然に囲まれて暮らし、その恵沢を享受することによる「うるおいのある生活」、「生活の質の向上」の実現を目指す。

近畿圏の都市環境インフラの将来像図

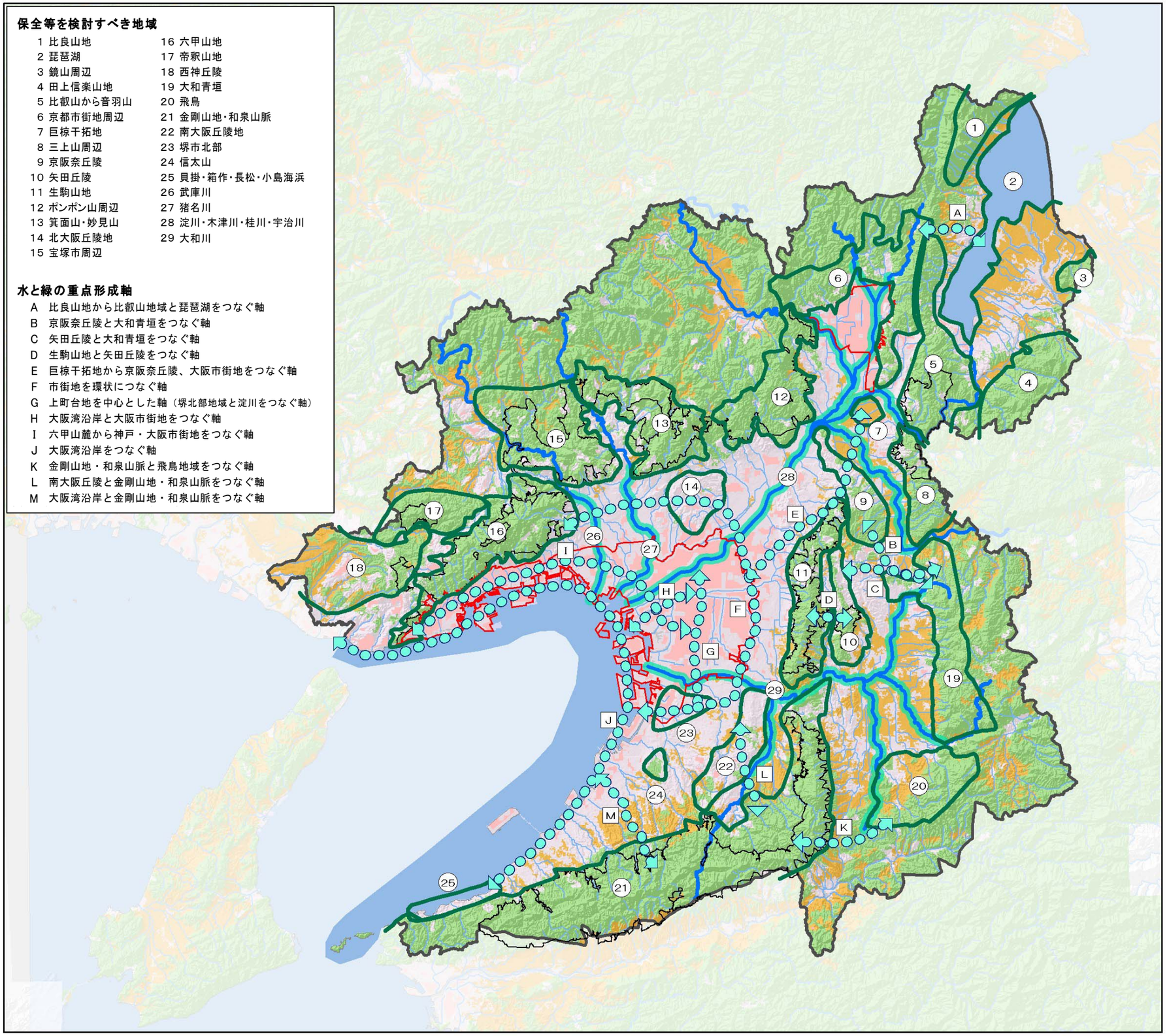

保全等を検討すべき地域

- ゾーン
- 河川

水と緑の基本軸

水と緑の重点形成軸

（参考）

- 自然とのふれあいが求められる地域

土地利用

- 樹林地
- 農地・草地
- 市街地
- 河川

- 既成都市区域
- 近郊緑地保全区域

【凡例の説明】

「保全等を検討すべき地域」

現状で残された特に保全すべき貴重な自然環境であるとともに、将来にわたって近畿圏の水と緑のネットワークの拠点となるエリア。今後、維持・管理を含めた保全・再生等の取組を優先的に講じていくところ。

「水と緑の基本軸」

近畿圏における自然環境の骨格を形成する軸であり、とくに自然環境の機能の強化、充実が必要とされる重要軸。

「水と緑の重点形成軸」

近畿圏全体の自然環境の質を高めるために、現状の自然を活かしつつ将来に向けて形成を図る水と緑のネットワーク経路。今後、都市環境インフラ整備に関わる関係主体が、自然環境の再生・創出等に係る様々な施策や取組を積極的、重点的に講じていくところ。

参考：「自然とのふれあいが求められる地域」

現状において、地域の住民が身近に自然環境を感じる機会が少ないと想定される地域であり、自然環境の再生、創出を講じていくことにより課題の解決を図っていく地域。

N W E S 0 5 10 20 30 Km

第５章　都市環境インフラの将来像の実現に向けた行動方針

都市環境インフラの整備にあたっては、広域的な観点での自然環境の戦略的なネットワーク及び配置、多様な主体の連携による保全、再生等、戦略性を持った取組の展開が重要である。

ここでは前章で提示した近畿圏における都市環境インフラの将来像の実現に向けた

・地域別の行動方針（地形特性別と流域別）
・基本目標の実現に共通する行動方針
・基本目標別の行動方針
・関係する多様な主体間の連携の必要性とそれぞれの役割

を示す。

5.1 地域別行動方針

都市環境インフラの将来像の効果的な実現を図るためには、5.2 に示す環境学習や情報提供の充実、各主体の連携などの共通する行動方針に基づく取組の実践と、さらには各地域の自然環境が果たす役割を考慮しながら、地域ごとに自然環境の特徴を把握して適切な保全を行い、現在の自然環境を最大限に活かしながら再生や創出に取組むことが必要である。

ここでは、地域の行動方針を自然環境の基盤的な要素である地形に着目した「地形特性別」および環境の収束する単位である流域に着目した「流域特性別」に分けて示す。今後地域における具体的な活動にあたっては、これら２つの視点で地域の特性を把握し、適切な取組を講ずることとする。

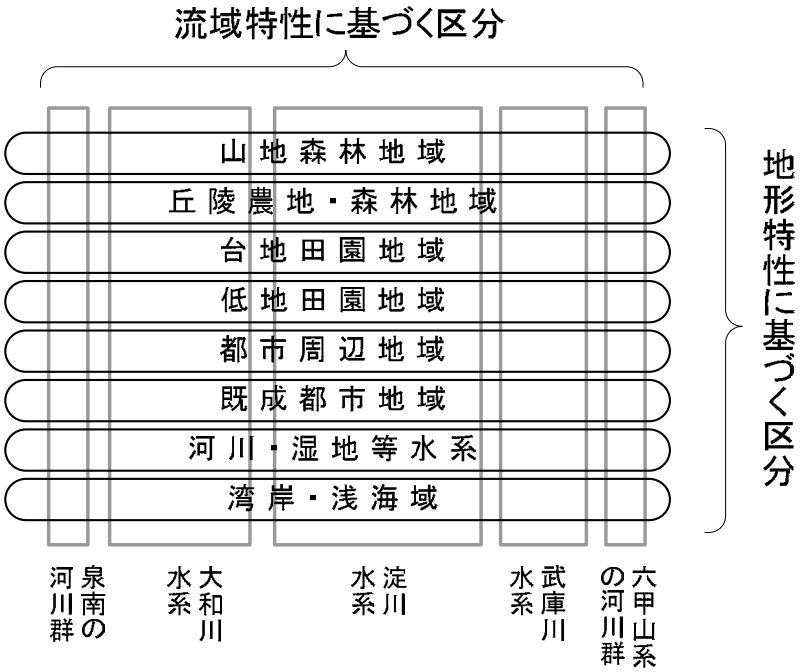

（１）「地形特性」に基づく行動方針

対象地域の土地利用現況や改変状況、規制状況を参考に、開発や再生のポテンシャルを規定する地形特性に基づき下図のように区分した。地域ごとに特徴的な自然環境をあげるとともに、水と緑のネットワークの形成に向けた地域別の行動方針を示す。

なお、このような地域別に取組を進めることとともに、地域をつなぐ、あるいはまたがった取組も併せて必要である。

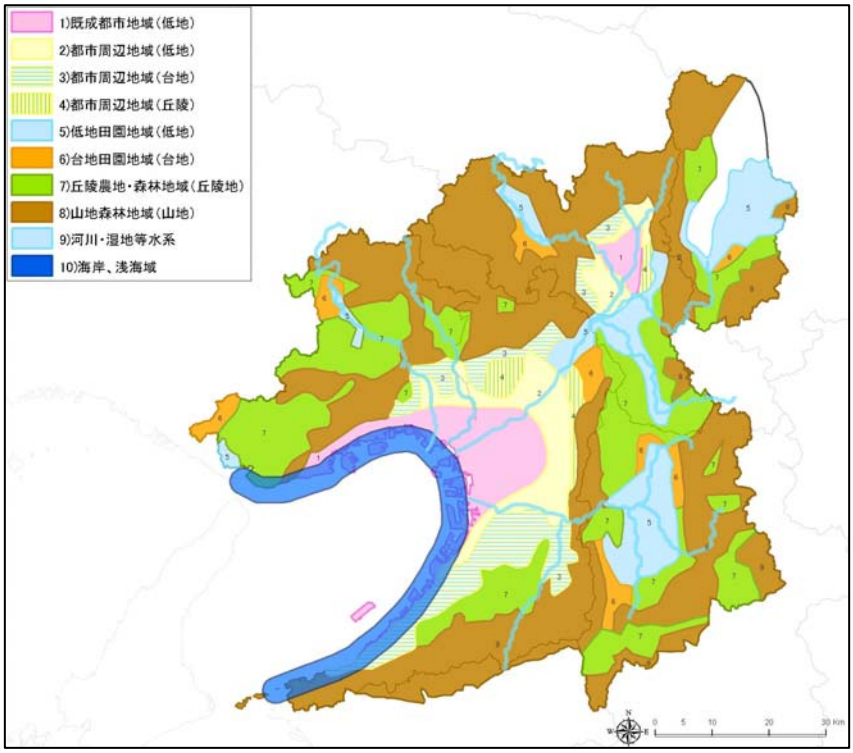

地形特性に基づく地域区分概念図

各地域区分の特徴と行動の基本的な考え方、行動方針はつぎのとおりである。

①既成都市地域（低地）・・・図番号１）

〇地域の特徴と取組の基本的な考え方

既成都市地域と都市周辺地域は、いずれも自然環境が乏しく、都市の環境問題が顕在化している地域である。このため残された自然環境の重点的な保全に努めるとともに、新たな自然環境創出の可能性を検討し、実行していく。

既成都市地域は、古くから人々の生活や産業の場として利用されてきた地域で、密集した市街地が拡がり、わずかに公園の緑、社寺林、都市河川等の自然環境が残存する自然環境の乏しい地域である。

オープンスペースが不足し、地震等の災害時の火災の多発や延焼、避難路の遮断などの被害拡大の恐れがある。また、ヒートアイランド現象の発生や自然とのふれあい機会が少ないなど都市の課題が集中的に表れている地域である。

この地域においては、都市の諸機能を果たしつつ、残された貴重な自然環境を保全するとともに、積極的に自然環境の再生・創出を推進することが課題となっている。

○地域の行動方針

既成都市地域では、都市公園、河川、道路、学校等の様々な場所における再生・創出を進め、人と自然がふれあい、安全で快適な都市環境の形成に重点を置いた各種の取組を進める。

- 河川沿いの緑化、沿道の街路樹の植栽、学校等の公共公益施設の敷地緑化、住宅、企業所有地等民有地の緑化により自然環境の再生、創出を図る。
- 河川や学校、都市公園、企業地等でのビオトープの整備等により、身近に自然にふれあえる施設を増やすとともに、それらを活用した自然体験活動を促進する。
- 今後の人口減少にともなう未利用・低利用地では土地の有効活用により自然環境を再生・創出できる可能性がでてきており、これを検討する（学校の統廃合によるグランドの緑化など）。
- 市街地の中において、堀川水路、西高瀬川などの都市河川の再生事業を推進する。
- 中之島公園、正蓮寺川公園など、快適な都市環境の形成のために都市公園の整備を推進する。
- 京都市太秦東部地区などの再開発にあわせた公開空地制度等の効果的活用や緑地協定、政策金融等の規制、誘導、助成策等を活用して敷地や屋上、壁面の緑化を促進する。

屋上緑化

校庭の芝生化

（出典　左：大阪市 HP、右：大阪府 HP）

②都市周辺地域（低地）・・図番号２）、（台地）・・図番号３）、（丘陵）・・図番号４）

○地域の特徴と取組の基本的な考え方

この地域は、既成都市地域に近い分だけ、開発規模や強度が大きく、高度経済成長期を境に主として「農」的な土地利用が都市的な土地利用に大きく変化していった場所である。現状ではまとまりのある自然環境は乏しく、自然環境の分断化、孤立化が顕著に見られる。

台地・丘陵地は、近年、宅地やゴルフ場などによる自然環境の大規模な改変が進んだ地域である。特に北大阪丘陵（千里丘陵）や信太山台地など都市域に隣接した地域では開発による自然環境の改変が著しく、自然環境の分断化・孤立化が進んでいるが、低地に比較すると比較的まとまりのある自然環境が存在しており、都市の周辺に残された貴重な自然環境となっている。

ここでの課題は、残された貴重な自然環境を保全するとともに、分断化された自然環境の保全・再生、既成都市地域と周辺の自然を結ぶネットワーク（軸あるいは中継点として）機能の強化があげられる。

○地域の行動方針

都市周辺地域では、残存する自然環境を保全するとともに、既成都市地域と同様に様々な場所で再生・創出を進め、人と自然がふれあい、安全で快適な都市環境の形成に重点を置いた各種の取組を進める。また、大部分を占めている民有地の緑化の推進により緑豊かなまちづくりを進め、既成都市区域と周辺地域を結ぶネットワーク機能の強化を図る。

- 河川沿いの緑化、都市公園や緑地の整備、街路樹の植栽、学校等の公共公益施設の敷地緑化等により自然環境の再生・創出を図る。
- 河川や学校、都市公園等でのビオトープの整備等により、身近に自然にふれあえる施設を増やすとともに、それらを活用した自然体験活動を促進する。
- 企業の所有地など民有地での緑化やビオトープ整備を推進し、都市に緑の飛び石を整備する。
- 緑地協定やオープンガーデンなどにより市民の活力を活かした緑空間の創出を図るとともに、ガーデニングコンテストなどにより市民の緑化意欲を高める。公共緑化だけでなく、大部分を占める民有地の緑化が緑豊かなまちづくりには不可欠であり、これらの活動を通じ、個性あふれた美しい緑豊かなまちづくりや、身近な自然と親しむ活動の推進を図る。
- 「中環の森」、「緑立つ道」など高規格道路における環境施設帯の緑地を中心に、その沿道となる民有地を基軸とした官民協働によるグリーンベルトの形成を図る。
- 久宝寺緑地など一定程度まとまった規模の公園緑地等を整備し、ネットワークの中継点としての空間を確保する。
- 都市環境形成上必要な緑地について、都市緑地法に基づく緑化地域や特別緑地保全地区に計画的に位置づけ、都市の緑の量と質を確保する。
- 都市周辺域に残る農地を保全し、都市農業の多面的な機能の発揮や都市住民の理解促進のため、都市農業の支援を行うとともに、生産緑地や市民農園の保全を進める。
- 今後の人口減少にともなう未利用・低利用地の有効活用による自然環境の再生・創出を図る（学校グランドの緑化など）。また、宅地としての魅力に乏しく、歯抜け状態が生じてくるニュータウン等の自然環境の修復や敷地の活用を検討する。

市民農園

再生が望まれる千里ニュータウン

（出典　左：大阪市 HP、右：大阪府資料）

③低地田園地域・・・図番号５）

〇地域の特徴と取組の基本的な考え方

地形区分では低地にあたり、奈良盆地や近江盆地など農村景観が主体の田園地帯。農振農用地区域などの指定により、同じ地形区分に位置する都市周辺域に比較すると自然環境の量は多く、巨椋干拓地周辺など質の高い自然環境も存在する。しかし、地域全体としては、水田やため池の改変、耕作放棄等による質の低下が懸念される。

ここでの課題は、残された農地を保全するとともに、農地の多面的機能の質の向上を図り、都市周辺域とまとまりのある周辺の自然環境を結ぶネットワーク（拠点、軸）機能の強化があげられる。

〇地域の行動方針

田園地域では、「保全等を検討すべき地域」として抽出された「巨椋干拓地」等のまとまりのある農地の保全・再生を推進し、農地の多面的機能の向上を図る。また、人と自然のふれあいの場として活用を図る。

- 農振農用地区域等の地域制緑地制度の活用による水田やため池の保全を図る。
- 遊休農地の増加や農地の転用を防ぐため、農業後継者の育成支援や農用地整備及び農業振興に関する計画の策定と実行、地産地消の推進を図る。
- 環境に配慮した環境保全型農業を推進する。
- 新たに圃場や水路の整備を行う場合には、地域の生態系の保全に留意する（アユモドキなど絶滅危惧種の保全）。
- 農地の用水路などは都市に近い自然環境学習の場としても優れている。観察会の開催や管理への参加などの機会をもうけ自然環境学習を推進する。
- 遊休農地を活用した市民農園や体験農園等の取組の推進を図り、都市住民との交流を進める。

田園風景

環境に配慮した農業用水路

（出典　左：滋賀県 HP、右：滋賀県）

④台地田園地域・・図番号６）、丘陵農地・森林地域・・図番号７）

〇地域の特徴と取組の基本的な考え方

かつて自然と人間の営みが調和した「半自然生態系」が長い間成立していた地域であり、水田・畑地、樹林地などが混在して広がるまとまりのある自然環境が存在する。また、多数のため池や、奈良県に特徴的な棚田、山地の縁辺部に位置する歴史街道など近畿圏特徴である歴史・文化的資源と一体となった自然環境が色濃く残る地域である。しかし、これらの地域においても、近年の開発による自然環境の分断化や森林利用・管理の低下、耕作放棄などにより自然環境の質の低下が問題となっている。

ここでの課題は、まとまりのある自然環境の保全・再生の推進、都市への自然の供給源やふれあいの場としての機能の強化である。都市域をとりまく緑の骨格を形成する自然環境のまとまりを確保するうえでは、京阪奈丘陵など開発圧の高い丘陵地における分断化の解消、質の向上と、さらにはその周辺の山地域との連続性を確保することが重要である。

また、近畿圏全体の自然環境の向上を図るため、近畿の外郭の緑と都市域をとりまく緑を相互につなぐ台地・丘陵地の保全・再生が重要である。

〇地域の行動方針

台地田園地域、丘陵農地・森林地域では、農地、ため池、森林の一体的保全をはかるとともに、分断された自然環境のネットワーク化を図る。また、里山管理等による自然環境の質の維持・向上を図り、水と緑のネットワークの拠点あるいは軸としての機能を強化する。また、身近な自然とのふれあいの場としての活用を図る。

- 地域制緑地指定や公園緑地事業、トラスト制度活用による公有地化により自然環境の一体的保全を図る。
- 協定や使用貸借契約、地権者への支援策の活用により、民有地の自然環境の保全に努める。
- ネットワークを補完・強化する公園緑地やビオトープ整備等を推進する。
- 地域住民、市民団体等、事業者、行政が協働して樹林や農地の維持管理に取組むとともに、このための人材育成と連携体制を整備する。
- 神於山における自然再生事業等の取組により、森林、ため池等の維持管理を推進する。
- 環境学習や自然体験活動の場として、ため池や樹林地など身近な自然環境の利活用を促進する。
- 住民や事業者の自然環境への関心を喚起するため、地域の自然環境情報の提供や環境学習の推進を図る。

トラスト制度：多くの人が資金を出し合って土地などを買収、管理などのすること。

明日香村の棚田風景

東播磨周辺のため池群

（出典　左：奈良県 HP、右：いなみ野ため池ミュージアム推進実行委員会 HP）

⑤山地森林地域・・・図番号８）

〇地域の特徴と取組の基本的な考え方

地形的な制約や法規制のため、大きな改変はなかったが、社会構造の変化によって人と自然のかかわりが低下することによる人工林や里山の管理が大きな課題となっている地域である。まとまった自然環境の核を形成し、近畿圏の自然環境の供給を図る場（ソースエリア）として位置づけられる。

〇地域の行動方針

山地森林地域では、水と緑のネットワークの拠点としてその保全を図り、多様な生物の生息環境の場の確保に努める。また、植林地や里山管理等による自然環境の質の維持・向上を図り、ネットワークの拠点、さらには質の高い自然とふれあえる場としての機能を強化する。

- 近郊緑地保全区域や自然公園区域、保安林等によりすでに良好な自然環境が保全されている地域が多いが、規制による担保性が不足する地域についてはその強化について検討する。
- 水源地での林業の振興や市民参加型の森林管理への取組等を図ることにより、二次林や人工林の質の向上を目指す。
- 山菜摘みやハイキングをはじめ自然の中での遊びや自然体験活動の場として里山の利活用を促進する。
- 質の高い自然とふれあえる場では、過度の利用や動物等への影響を考慮した利用のルールづくりを行う。

長距離自然歩道

森林管理

（出典　左：京都府 HP、右：大阪府 HP）

⑥河川・湿地等水系・・・図番号９）

〇地域の特徴と取組の基本的な考え方

近畿地方の主要な河川は、堰、床止工などの河川横断工作物の設置、中下流部では護岸化や河川区域の都市的土地利用等により、河川本来の自然機能が十分に発揮されていないところもある。上流部でも、治山・治水目的の施設の供用があり、水系としての連続性の確保に課題を残している。また、市民生活や水利用に起因する水質の劣化も、自然環境保全上の大きな課題である。

一方で、淀川をはじめとして現状の水系には、広大なヨシ原、生きものの豊かなワンドなど良好な自然環境の形成もみられる。また、全国的にみても貴重な湿原環境である信太山や巨椋干拓地が比較的都市に近いところに存在し、地域の中で特異な景観や生態資源を擁する場となっている。

これら良好な環境要素を保全するとともに、かつて一大湿地であった低地部や旧河道など再生のポテンシャルの高い近畿圏の特徴を活かした水辺環境の再生・創出を図ることが課題である。また、水辺空間はとくに都市域において自然とのふれあいのための貴重な空間であり、このような自然環境の活用を図ることも課題である。

〇地域の行動方針

河川等水系は、山・里・海をつなぐネットワーク軸であるとともに、琵琶湖・淀川・大和川など近畿圏の骨格を形成する自然環境である。これらの保全・再生・創出に積極的に取り組むとともに、他の地域の取組とも連携し近畿圏の健全な水循環系の形成に努める。また、周辺の水路、ため池、植物などの一体的な維持・管理により良好な湿地環境の保全・再生を図る。

- 河川はそれ自体に加え、水路や水田、湿地等の水辺とつながりをもち、多様な自然環境の機能を有している。河川等水系では、治水・利水とともに環境に配慮して貴重な資源を保全するとともに、かつて河川環境が有していた健全な水循環系を回復するための自然環境再生の施策や市民活動との連携に取組む。
- 琵琶湖・淀川流域圏の再生計画を推進する。
- 多自然型河川づくりや自然再生事業等の導入により、自然豊かな河川の保全・再生を進める。
- かつて一大湿地であった旧巨椋池等の低地部や旧大和川の河道部など土地のポテンシャルを勘案した湿地・ため池等水辺の再生を図る。
- 河川や水路は格好の自然環境学習の場である。これまでも活動してきた水辺の楽校などの活動の一層の推進を図る。
- 地域制緑地制度を組み合わせて活用し、周辺の自然環境と一体的な保全を図る。農地と河川のつながり回復につとめるなど、水系としての取組を強化する。

⑦海岸、浅海域・・・図番号 10）

○地域の特徴と取組の基本的な考え方

近畿地方の沿岸部は、改変や侵食、河川河口部では上流からの土砂供給の低下によって、自然の砂浜や干潟、浅水域が極めて乏しい現状にある。また、近年の産業構造の転換に伴い、大規模な低未利用地が発生している。泉州の河口部に特徴的に点在する干潟、砂浜等の自然の水際線を保全するとともに、健全な水域生態系の再生・創出に取組、積極的に沿岸域の自然のネットワーク形成を図ることが課題である。

○地域の行動方針

湾岸・浅海域では、残された貴重な干潟や自然海岸を保全するとともに、それらを維持するために、流域一貫の観点で他の地域と連携した取組を推進する。また、干潟や砂浜、拠点となる緑地の再生・創出により、大阪湾岸の自然環境のネットワーク形成を図る。

- 大阪湾再生行動計画の推進と連携を図り、干潟や砂浜の再生、低未利用地における緑地の創出を推進する。
- 水産資源整備の観点から行われるアマモ場形成など「豊かな海の森づくり事業」等と連携を図る。
- 残された河口干潟、自然の砂浜などの保全とともに、環境学習の場としての積極的に活用する。
- せんなん里海公園の潮干狩りのように、水辺で遊びながら自然とふれあえる活動を推進する。
- 岸和田の漁民の森づくりのように、流域一貫の観点から市民、市民団体と森林、河川など行政が連携した取組を進める。

尼崎の森中央緑地イメージ

堺２区干潟イメージ

（出典　国土交通省近畿地方整備局HP）

（２）「流域特性」に基づく行動方針

近畿圏は大小さまざまな流域の集まりによって形成されている。ここでは、山地、里地里山、都市地域、河川等水系、海岸などの各ランドスケープの構成要素を「流域」という視点で一体として捉え、各流域の特性に応じた行動方針を示す。

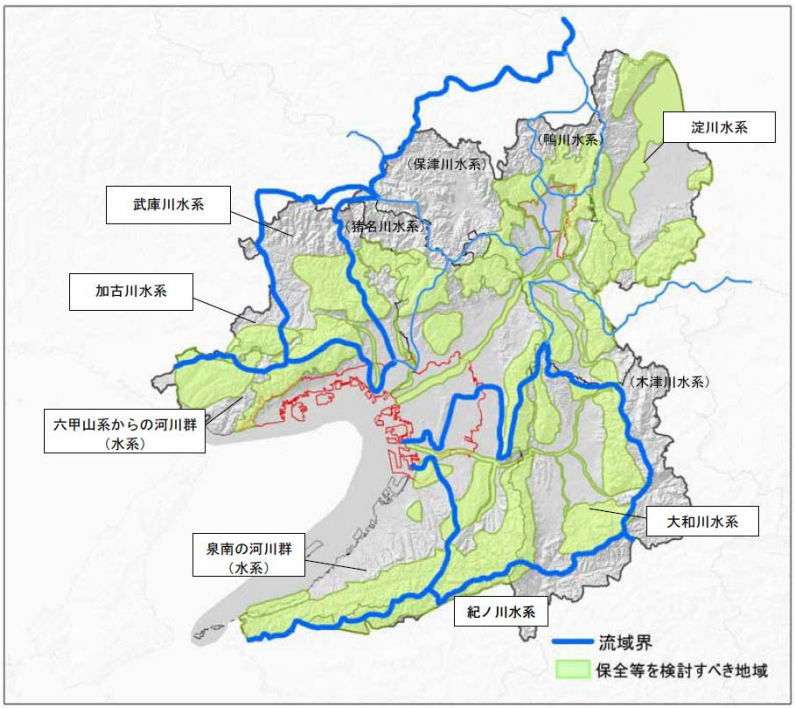

流域特性に基づく区分

○　流域という視点の必要性

流域は水や物質の循環が収束する単位であり、人々は物流や水利用等を通じて流域というまとまりに強く依存して生活してきた。

淀川流域を例にとれば、都の造営時に田上山地のヒノキが刈り出され、瀬田川、宇治川をくだり、さらに木津川を遡って都の建設に活用された。このように淀川水系という大きな流域圏の中で自然資材の活用が図られていた。

また、現在では旧巨椋池などに面影を残すのみとなっているが、近畿圏の低地部にはかつて広大な「湿地」帯が形成されていた。これが大河川の付替えという大土木工事の積み重ねにより、安全で生産性の高い土地が形成され、同時に舟運による流域内での物流を盛んにした。

田上山地の風化

旧巨椋池

（出典　左：池田 1998、右：国土交通省河川局 HP）

河川を軸とした流域の状況を見ると河川下流部や沿岸部では上流から水とともに運ばれる適度な有機物や塩類が水生生物の生息や漁業の営みに欠かせない。健全な水・物質循環が維持されていれば、流域内で農業、林業、水産業は本来相互扶助の関係にある。同様に市民の飲み水である河川や地下水の水質は流域の負荷が集約されたものであり、水質の維持のためには流域内で生活や生産活動を営む多様な主体の共同した意識的な取組が必要である。また、水害の防止や都市生活者や生産活動のための水量の確保も、健全な森林経営や治山事業、砂防事業、河川事業による上流域の保全や流域全体の広域的な水管理が前提となる。広域的な水管理には、水位の上下管理のような失われつつある自然のダイナミズムの再現も含まれる。

一方で、淀川では河口部の干潟、本川の河川敷、宇治川、桂川と続く「日本の重要湿地 500」にあげられたような湿地が連続して存在する。これらの水系は鳥類や水生生物のネットワーク経路として機能し、琵琶湖、湖南丘陵、西山山麓、京阪奈丘陵など生物多様性の面から重要な地域を結んでいる。このように淀川という大流域を一つのまとまりとする生態系の存在状況がある。健全な水・物質循環の維持とともに生物多様性という視点からこのような水系のネットワーク構造を強化する取組が望まれている。

南港野鳥園

淀川鵜殿ヨシ原

（出典　左：大阪市 HP、右：国土交通省河川局 HP）

今日、淀川流域ではマザーレイク、マザーリバーとも言うべき琵琶湖・淀川を中心とした流域圏を一体としてとらえ、魅力的なまちづくりを目指す「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」が進められており、「ひょうごの森・川・海再生プラン」、「上下流連携の水源の森林づくり」、「田上山百年の森づくり」、「魚のゆりかご水田プロジェクト」などの上下流連携の取組が進められている。また、泉南の春木川流域のように、山地から河口部まで、流域という視点から自然再生事業、ため池保全、漁民の森づくりなど多くの連携した取組が見られる地域がある。

このように本人と自然がさまざまな関わりをもつ「流域」という視点で自然環境に対する取組を行っていくことは合理的であり、市民の理解も得やすいと思われる。

このため希薄となりがちな流域という視点を明確にし、連携して自然環境の保全や活用に取組むとともに、このような視点の重要性について普及啓発をはかることが必要となっている。

＜流域別の行動方針の概要＞

- 流域は、小流域、中流域、大流域といった階層性を有し、生態系のまとまりとしての性質も備えている。
- 近畿圏では自立型の独立した流域は少数であり、流域の取組もより広域の流域レベルでの連携を目指す。また、自立した流域は近接する流域との連携を目指す。
- 水源にあたる森林の維持・管理の推進など源流域・上流域の保全を図る。
- 流域は、河川を軸として森林、田園、都市、海域などの生態系を結ぶ構造にあり、河川や水路は水の結ぶネットワークの形成軸である。このような視点から河川等の縦断的な連続性や河川と周辺地域との横断的な連続性に配慮した管理や整備などの取組を行う。
- 治水、利水、環境のバランスのとれた整備を目的とし、源流、河道、海岸の総合的な観点からの適切な水循環、総合的な土砂管理を行う。
- 人々が自然環境から得られる恩恵は流域という構造によってもたらされる部分が大きく、かつては物流によって人のつながりができていた。このような流域の特性を広く市民や地域居住者、企業等の認識として共有し、保全活動や自然環境の活用を図るよう普及・啓発に努める。
- このような自然環境の保全活動や自然環境の活用を通じて、流域での人や地域コミュニティのつながりの形成を図る。

河川に着目した上下流別の配慮方針は次のとおりである。

（上流域）

- 近畿圏では、上流域は水質や景観など比較的良好な自然環境が残り、生物の生息環境の場としても機能していることが多い。森林などの源流環境の保全とともに、河川の整備では生物の生息環境保全を意識し、また、形状の画一性を避けた構造とする。

（中流域）

- 河川の土地利用ではレクリエーション的な利用や一部施設的な利用が出現するが、良好な河川景観や生物の生息環境も多い。落差の解消や河川の撹乱による生物多様性を意識した整備などに取組む。
- 自然の活用にあたっては、希少野生動植物の保護のほか、踏圧や野草採取など過度な利用により自然環境へダメージを与えないように配慮する。
- 自然観察の場として積極的な活用を図る。

（下流域）

- 生物の生息環境としての自然環境は乏しくなるが、河口では塩生地植生や渡り鳥の飛来地、貴重な魚類の生息地などの資源も存在する。これらの重点的な保全を図る。
- とくに都市部において、都市環境の改善の観点からも河川水辺における自然環境の創出、創出のための取組を重視する。
- 放流の禁止など、外来種の管理を徹底するよう普及・啓発に努める。

○　淀川水系の形成する流域

琵琶湖を含む大流域であり、わが国有数の人口・資産の集積地域として、古くから治水、利水に関する多くの事業が行われてきた。古くは遷都のための木材の大量搬出が行われた田上山に代表されるように、荒廃した山地を森林として取り戻し、現在では近畿圏の多くのエリアに水を供給している水がめでもある。

流域内には淀川のヨシ原、ワンド、干潟、木津川の砂州など、重要な自然環境が残されている箇所が多く、例えば、ワンドは舟運を考慮した水制工から土砂の堆積により徐々に形作られ、いまではイタセンパラなどの貴重種も生息する重要な場所となっている。このように淀川水系の自然は歴史とともに形成されてきた。

一方で、水域や河川敷などでは、外来種の存在が問題となっており、貴重種を含む在来種の存在を脅かしている。都心部の都市河川はコンクリートによる護岸化が進んでいる。

流域内に多くの人口を支えるのに対応して市民活動が盛んで、各地で河川清掃や観察会、環境教育、生物保護活動など様々な活動が行われている。

また、流域全体の取組として、琵琶湖・淀川流域圏の再生計画が策定されている。これらの背景を踏まえ以下のような方針で取組を進める。

- 治水、利水と共生しながら、沿川の重要な自然環境を保全する。
- 湖沼、河川、水路、里山、森林等の連続性が分断された自然環境をつなぎ、流域の水と緑のネットワークを再生する。
- 様々な市民活動と連携をとり、情報の共有化を図って効率的な活動を推進する。
- 外来種対策により良好な生態系を取り戻すよう努める。
- 都心部の都市河川では、都市で必要な自然修復の要素は少ないが、土地に余裕のある場所において、河畔を活用した樹林環境の創出による緑陰の形成や、都市景観の向上を図り、市民の活用を促す。
- 琵琶湖・淀川流域圏の再生計画と整合・調整をとった取組を図る。

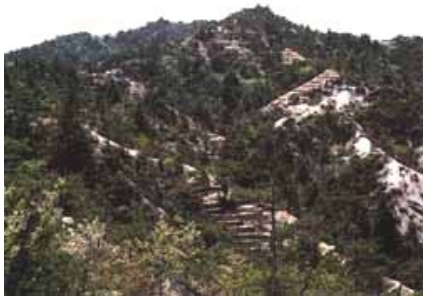

田上山の山腹工

淀川河川公園（城北ワンド）

（出典　左：国土交通省琵琶湖河川事務所 HP、右：国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 HP）

○　大和川水系の形成する流域

かつては、亀の瀬地区を経由して淀川とつながった水系であったが、江戸時代の付け替え工事により別水系となった。流域には数多くの歴史的資産が存在し、和歌などに詠まれた場所も多い。低平地には溜池（皿池）が多く点在しているのも特徴である。また、都市近郊にもかかわらず春日大社の神域として千年以上にわたって保護されてきた春日山の照葉樹林や、標高 1,000mを超えブナをはじめとする冷温帯植物が豊富な金剛山などがある。泉北の谷津田にはカスミサンショウウオが生息している。

大和川はかつては全国ワースト２といわれるほど水質汚濁が著しかったが、最近の下水道普及や河川浄化施設設置など流域をあげての取組により水質が改善しつつある。これらの背景を踏まえ以下のような方針で取組を進める。

- 社寺林、古墳の樹林やその周辺の農地、ため池など歴史的資産と一体となった緑を守るため、制度的な担保等による保全を図る。
- 近畿圏でわずかに残存する原生林のひとつである春日山はシカの食害などによって森林の更新が阻害され、稀少植物の多くが姿を消している。金剛山のブナ林も林分面積がわずかとなりその衰退が問題視されている。これらの貴重な自然環境を保護する対策を講ずる。
- 河川とつながる用水路、ため池などは連続性の確保や周辺環境との一体化を取組む。
- 数多くあるため池の保全やため池周辺のアメニティ空間としての活用を図る。
- 下水道や合併浄化槽の普及をさらに進め、市民等と連携した水環境改善の取組を行う。
- 大和川流域委員会で審議されている大和川水系河川整備計画の案と整合・調整を取り、実現可能な内容とするよう努める。

大和川水系亀の瀬地区

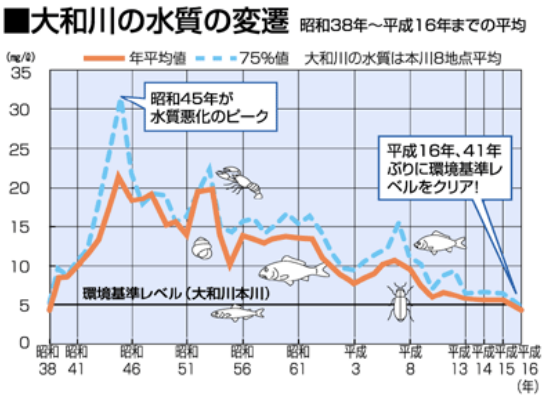

（図は BOD 値を示す）

（出典　国土交通省河川局 HP、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所 HP）

○　武庫川水系の形成する流域

近畿圏の検討範囲における武庫川は、上流域は三田市付近において比較的緩やかな河川形状を示し、このような環境に特徴的なタナゴ類やナガレホトケドジョウのような清水性の種が生息するなど良好な河川環境を残している。中流域は六甲山を侵食して渓谷景観が展開し、わが国固有種のサツキツツジの群落や希少な植物種、昆虫類が見られる。下流域から河口部にかけてはヨシやオギの草原が見られ、これらの群落の中に河川固有の貴重な植物種が生育する一方、外来・帰化種の生育する場ともなっている。下流は典型的な都市河川となっており、河積も限られ、都市的な土地利用が優先した地域となっている。このような河川沿いの資源のほか、流域としてみると三田市や宝塚市北部のため池、相野・皿池湿地、甲山湿原、丸山湿原、などのため池、湿地環境が特徴的であり、ため池と一体となった農地にも良好な自然環境が残る。

これらの地域背景を踏まえ以下のような方針で取組を進める。

- 流域の上流側では、ため池や近畿圏では数少ない湿地・湿地群などの止水環境が比較的残されており、これらは貴重な自然資源として位置づけ、制度的な担保等による保全を図ることを基本とする。
- また、これらの資源を都市に近い湿地植物や昆虫、鳥類などの自然観察の場として環境教育に積極的に活用する。
- 湿地やため池などともつながる河川の縦断的な連続性を確保する。
- 水循環の観点から三田市、宝塚市などに存在する植林、広葉樹林、中流域の渓谷林・河畔林などの樹林環境を保全する。また、これら里地里山の樹林を都市に近い環境学習の場として活用する。
- 都市部では宅地等が河川に近接しており、都市で必要な自然修復の要素は少ないが、在来の種による河畔を活用した樹林環境の創出による緑陰の形成や、都市景観の向上を図り、市民の活用を促す。
- 流域一貫の視点から、都市住民の里山、ため池管理への体験的な参加、自然環境の活用に向けた普及・啓蒙を図る。
- ため池、湿地、河畔林のほか、清水性の魚類やトンボ類の生息など流域全体として水をめぐる資源に恵まれている。このため、水質の維持、向上にむけて流域全体として取組を進める。
- 流域の下流側では、国道 43 号以南の尼崎臨海部において、水と緑豊かな自然環境を創出し環境共生型のまちづくりをめざす、「尼崎 21 世紀の森」の取り組みを市民、学識、各種団体等あらゆる主体の参画と協働により進める。
- 武庫流域委員会で審議されている武庫川水系河川整備基本方針、河川整備計画の案と整合・調整を取り、実現可能な内容とするよう努める。

武庫川渓谷

（出典　武庫川流域委員会 HP）

○　泉南の河川群の形成する流域

男里川、大津川、佐野川、近木川、春木川など、金剛山地に源を発する泉南の河川群は、比較的短流程で大阪湾に注いでいる。これらの流域では河川ごとに多少の相違があるものの、上流域は概ね森林地帯、中流域は農地中心、下流域は都市的な土地利用が優勢である点で共通しており、河川はこれらの生態系をつらぬくネットワークの軸となっている。また、いくつかの河川では河口部に砂浜、干潟を伴い近畿圏では特徴のある地域となっている。

河川はいずれも短流路ではあるが、中流域は古くから農地としての利用が進んでおり、現在でも多数のため池や用水路、樹林地が点在するほか、小規模ではあるが樹林に被われた孤立した丘陵も残存している。これらの地域背景を踏まえ以下のような方針で取組を進める。

- これらの水系の河口部は、近畿圏では数少ない自然海浜や河口干潟が残された地域であり、流域一貫の土砂、水循環に配慮した取組を進める。具体的には総合土砂対策、河口、海岸部の砂浜、干潟の保全を図るとともに保全と一体となった環境教育を推進する。
- 河川整備にあたっては自然にやさしい工法の採用や河川とつながる用水路、ため池などの連続性の確保や周辺環境との一体化を意識的に取組む。
- このような土砂管理や連続性の視点とともに、源流域の保全は国土保全上また水源涵養上とくに重要であることから、上流の樹林地における管理を計画的に取組む。
- 流域という視点があいまいになりがちな近畿圏において、この地域は流域を意識しやすい構造が残っている。すなわち森林、田園、都市域を結び河川が自然のネットワーク軸となっていることが分かりやすい地域である。流域を意識した取組も見られており、環境教育上からもよい事例として啓発していく必要がある。
- 岸和田市域では源流部の和泉葛城山ブナ林（国指定天然記念物）の保護増殖活動や、里山である神於山における自然再生事業の取組を中心に、歴史的なため池である久米田池や春木川の保全活動、蜻蛉池公園整備事業、漁民の森づくりなど、流域の視点から連携した多くの取組が見られる（資料編参照）。このような「山、里、海のつながり」を形成する取組を他の流域でも参考とすることが必要である。

漁民の森づくり活動

男里川の河口干潟

（出典　大阪府 HP）

○　六甲山系から派生する水系群が形成する流域

神戸市街地の背後に迫る六甲山系からは住吉川、石屋川、都賀川をはじめ多くの河川が大阪湾に注いでおり、これらの水系が形成する流域群である。

水源にあたる六甲山系は、自然環境の総点検では防災的な機能において評価の高かった地域である。これは放置すれば禿地となる風化花崗岩地帯という基盤条件ではあるが、国、県、市による植林事業など土地保全のための取組が継続されたことにより緑が保全されたことが背景にある。

これらの水系はいずれも比較的屈曲が少なく流程も短い。また、規模も大きなものはない。源流にあたる六甲山系の森林地帯から里山構造を欠いて一気に都市域へと流下する。

これらの地域背景を踏まえ以下のような方針で取組を進める。

- 源流域にあたる六甲山系のグリーンベルト事業の推進とともに、流域的な観点から安全な土地で可能となっている都市生活の意義を市民や企業が理解し、さらに六甲山系での市民や企業の活用や活動に結びつけるための普及・啓発に努める。
- 都市部ではすでに護岸化が進み、都市で必要な自然修復の要素は少ないが、土地に余裕のある場所では、河畔を活用した樹林環境の創出による緑陰の形成や、都市景観の向上を図り、市民の活用を促す。
- 浜甲子園など大阪湾にわずかに残る砂浜環境は、海浜植物の生育の場やシギ・チドリ類の飛来地として貴重である。このような限られた環境の保全を市民活動とも連携して取組む。また、新たな創出に向けた取組を支援する。
- 市民活動とも連携して、河川や海岸の清掃、河川の自然観察の機会などを設けることにより、流域的な視点を共有し、あらたな活動につなげるような普及・啓発を図る。

市街地に隣接した六甲山系

ボランティアによる植樹

（出典　国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所 HP）

5.2 各基本目標に共通する行動方針と基本目標別行動方針

（１）基本目標の実現に共通する行動方針

人々が健全な地域社会のもとで潤いのある生活をおくるためには、身近にふれあえる健全な自然環境が存在することが欠かせない要件である。

近畿圏ではその特性から自然環境の量の確保は主に都市部で、質の確保は主に里地里山で重視される。特に、人々の生活様式の変化や人口減少など社会経済の変化にともない、人と自然の関わりが縮小してきている今日においては、劣化した森林の管理など自然環境の適切な維持・管理による質の確保が重要な観点となっている。そのためには、人の関わりが希薄となった自然環境に人の手を加え管理（メンテナンス）し、「自然環境の質を向上」を図り、さらには市民参加や利用促進の側面から「活動をより活性化し、継続させる」などの「マネジメント」の仕組みを構築し、各種取組の継続性・発展性を確保することが重要である。新たに創出された自然環境や、規制により担保された自然環境であっても、その質を維持する取組は不可欠である。

自然環境の保全・再生・創出・活用に向けた施策や活動を具体化する上では、多様な主体の意識の共有化とそれに基づいた連携、また、それらを支える環境学習や情報の共有が基礎となる。平成１６年に施行された環境保全活動・環境教育推進法においても、このような考え方で、環境教育を推進し環境の保全についての国民一人一人の意欲を高めていくことの重要性が示されている。近畿圏は特に都市部の自然環境が乏しいが、人々が日常的に自然環境の大切さを学ぶことができる、身近に親しめる自然環境を地域本来の特性をいかして再生・創出することも重要となっている。

様々な取組により多様で質の高い自然環境を確保することで、人々の自然環境に対する意識が向上し、自然環境の持続的な利活用に向けた取組が一層活性する、自然環境の保全と活用の好循環を生み出すことが期待される。

目標達成に向けた各種取組み

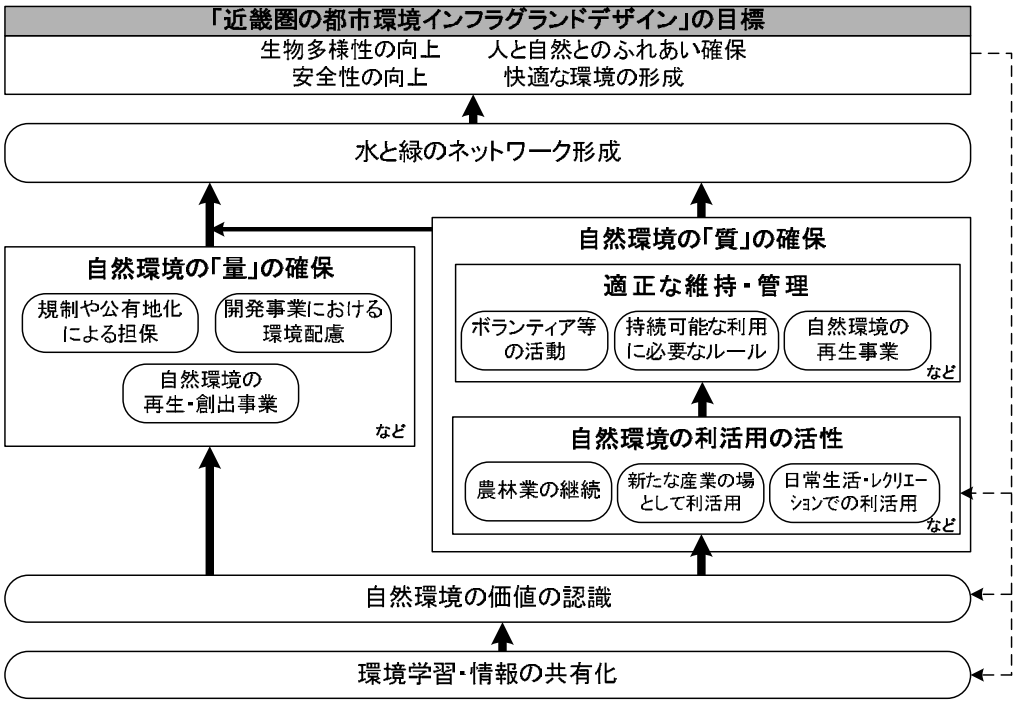

1）自然環境の量の確保

（地域制緑地制度の運用、拡大）

- 開発による土地利用の変化動向など各地域の実情を把握した上で、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区をはじめとする地域制緑地の指定を検討・推進する。
- 景観緑三法など新しい制度の活用をはかるとともに、各地方公共団体では条例に基づいた緑地の保全についても充実をはかる。
- このような取組をさまざまな機会、方法で市民に対して広く普及・啓発することで、市民の理解、認識を高めていくものとする。
- 近畿圏の自然環境のうちとくに保全上重要な地域については必要に応じて財政的な処置により公的な土地に編入して担保をはかる。
- 借地公園、管理契約など多様な形態での民有地活用の取組を進める。

（自然環境の再生・創出）

- 本グランドデザインで描いた近畿圏の自然環境に関する基本理念は、近畿圏で共有すべき目標であることから、地方公共団体等は緑の基本計画や環境基本計画の策定に際しては、本グランドデザインとの整合性をはかり、それぞれの地域の特性を踏まえた緑の目標像を設定し、計画の中で優先的に担保や整備すべき緑地を位置づけ、緑地担保のための土地取得や整備を計画的にはかることとする。
- 自然環境の再生・創出が望まれる地域においては、地域の自然保全や維持管理、自然とのふれあいなど市民活動の現状や地域の環境利用の動向にも配慮した上で、地域ごとの自然環境の再生・創出のポテンシャルを勘案し、自然環境の再生・創出をデザインする。特に、かつて広大な低湿地を形成していた大阪平野においては、その再生ポテンシャルを勘案し、湿地等水辺の再生・創出の可能性を検討し、それを推進する。
- 「堀川水辺環境整備事業」や「長瀬川いきいき水路モデル事業」のように歴史的・文化的資源を有する地域では、かつての姿を道標とした取組を可能とし、再生・創出の可能性の高い地域でもある。このように近畿圏の特徴でもある歴史的・文化的資源を活かした自然環境の再生・創出の可能性を検討し、それを推進する。
- 特に市街化の進んだ都市域のように緑の量が少なく、自然からの十分な恵沢を受けることができない地域では、民有地や低未利用地の活用も視野において都市の緑化を推進する。
- 特に劣化した自然が存在し、自然環境の再生を多様な主体の参画によって進める必要のあるところでは、神於山自然再生事業などの先行例を参考に、自然再生推進法に則った取組を進める。
- 自然再生推進法に則った自然再生事業地以外でも、自然環境の必要とされるところでは自然環境の再生・創出に努める。その目標像は地域ごとに異なるが、かつて存在した景観を一つの目標として、公園緑地、樹林地、河川・沿岸など自然環境の形成に努める。

＜都市インフラと一体となった自然環境の創出事例

（大阪中央環状線「中環の森」）＞

大阪中央環状線では、中央環状線を基軸としたグリーンベルトの形成に向け、官民協働によるみどりの創造（・保全・再生）、まちづくりの一環としてみどりを活用する取組などが行われている。

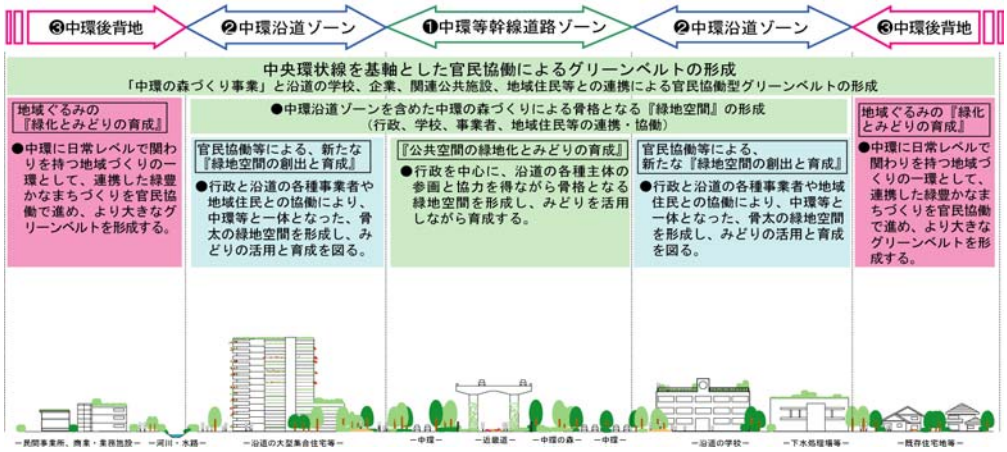

《「みどり」づくりのための３つのゾーニング》

（出典　近畿圏における自然環境の総点検等に関する検討会議 地域別ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ
（大阪中央環状線「中環の森」及び周辺地域）検討資料）

（開発事業における環境配慮）

- 保全等を検討すべき地域で開発行為等の事業が行われる場合は、貴重種の分布状況など、自然環境に関する情報を事業の初期段階から提供し、存在する自然環境をできるだけ損なわないよう計画内容の変更や新たな自然環境の創出をはかるような事業内容となるよう指導に努める。
- 近畿圏におけるホットスポット等貴重な自然環境の存在する地域に関しても、存在する自然環境をできるだけ損なわないよう計画内容の変更や新たな自然環境の創出をはかるような事業内容となるよう協議・指導を行う。

２）自然環境の質の維持

（樹林地等の維持管理の推進）

- 生活様式の変化による人と自然との関わりの低下により、樹林地や草地など自然環境の質の低下が見られる。これは、法規制により担保されている箇所においても同様である。規制により自然環境を担保するだけでなく、間伐等の森林管理をはじめとして人が自然に積極的に関わり持つことにより、生物の生息環境や人と自然とのふれあいの場、防災など自然環境の有する多面的機能の維持・向上を図る。
- 市民、市民団体、行政、事業者等が連携・交流して樹林地や草地の管理にあたり、自然とのふれあいや環境学習の場としての活用を深める取組を企画し、推進する。

ホットスポット：極めて生物多様性が豊かな一方で破壊の危機に直面している地域のこと

- 河川、海岸、都市公園の整備では、水辺のエコトーンの形成や生物生息場の再生・復元や環境の分断の解消をはかる。また、このような樹林地や水辺は格好の自然環境学習の場であることから活用を図る。
- 民有地の多い近畿圏では、民有地の管理が重要である。このため、岸和田市で第１号が締結されたアドプトフォレスト（地方公共団体がよびかけて、企業等が森林の再生を進める）のような仕組の導入や事例を増やす。
- 田園環境マスタープランの計画に農地、水路の保全を位置づけ、生物生息の場保全の観点から水路の改良による多様な水辺環境の再生や一部では冬季たん水により鳥類との共生を図る。農用地の水路や水田も自然環境学習の場としての活用を図る。
- 健全な水・物質循環の確保や水質の浄化を図るため、源流域の保全、湧水保全、雨水浸透施設設置促進、環境用水の導水、発生源対策の強化等に取組む。また、再生された水辺は格好の環境教育の場であることからこのような用途にも積極的に活用する。

＜各主体の連携による自然環境の維持管理の事例（大阪府 アドプトフォレスト）＞

大阪府では、生物多様性の確保や地球温暖化防止等のため、企業の参画により、放置された人工林や竹林など荒廃した森林の広葉樹林化を推進する「アドプトフォレスト」制度を実施している。この制度の最初の活用は、岸和田市神於山（こうのやま）におけるシャープ株式会社の取組で、社員ボランティアにより、広葉樹植栽、下刈りなどの森林保全活動が行われている。

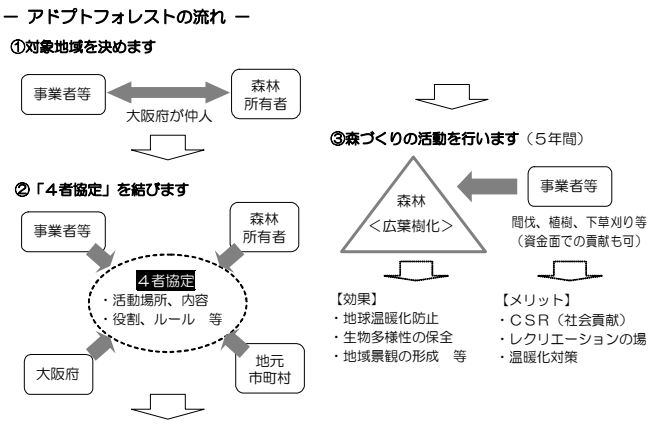

アドプトフォレスト第１号
岸和田市神於山

（出典　大阪府資料）

（自然環境の持続的な利用・活用）

- 人々が自然から得られる恵みを再認識し、さまざまな場面で自然環境の利用・活用を進めることで良好な自然環境の維持・管理に向けた取組を喚起する。
- 自然環境をよい状態で維持するためにはまず、自然環境を理解することが必要である。このため、さまざまな機会を利用して自然環境を楽しむ取組に努める。

- 潮干狩りや山菜採り、水辺や海辺での水遊びなどのレクリエーションの場、緑陰の恵みや四季折々の景観など安らぎ・潤いの場、また自然観察など環境教育の場として日常生活での活用を推進し、自然環境の価値を認識する。
- また、観光資源としての活用や付加価値の高い農林産物供給等産業の場としての利活用を推進する。
- このような、自然環境の持続的な利活用に向けて必要なルールづくりを、地域コミュニティー、自治体などそれぞれの段階で進める。

御堂筋の緑陰

せんなん里海公園の潮干狩

（出典　右：せんなん里海公園 HP）

（農林業の継続の支援）

- 各地の森林の特性を生かした森林施業の実施や森林の循環的な利用、環境保全型農業の推進など、農林業が安定して継続するような取組を支援する。
- 健全な生態系の保たれた農地、森林を実現するために、余暇時間の増える団塊の世代の活用等を図りつつ、楽しみながら施業や支援のできる新しい形の農林業に向けた取組を進める。
- かつて生活とともにあった里山管理や森林施業と同様、現時点での経済的にも合理性のある無理のない農林業のあり方や林地、農地の活用方法を検討し、実現する。
- 都市住民、NPO、行政、企業等と連携して、林業、農業の体験交流や農作物等の地産地消の促進、森林バイオマスの活用等を進める。
- 都市住民、NPO、行政、企業等と、農林業従事者や都市通勤者など地元の生活者との協業により、森林や農地、水路等の維持管理の仕組みを復元することにより健全な林地や農地の再生を図り、自然環境の質を維持する。
- 農林業従事者は行政、市民とともに、農林業の新しい形での継続に向けたあり方をコミュニティビジネスの観点からも検討する。
- 兵庫県豊岡市でのコウノトリや滋賀県での「環境こだわり農業」の推進に関連したブランド米の供給等、農産物の市場価値の向上を図る取組を増やす。また、エコファーマー制度等による安全安心の農産物の供給を推進する取組を強化する。

＜環境保全型農業による農産物の高付加価値化の事例（コウノトリの舞）＞

豊岡市では、コウノトリの保全に関連した環境保全型農業の推進による収穫米をコウノトリ米のブランドで、市場に提供している。また、ラムサール条約登録湿地である宮城県田尻町蕪栗沼では冬季たん水によりマガン、ヒシクイの生息地を提供し、有機的な水田管理によって収穫米をブランド品として高値で提供している。

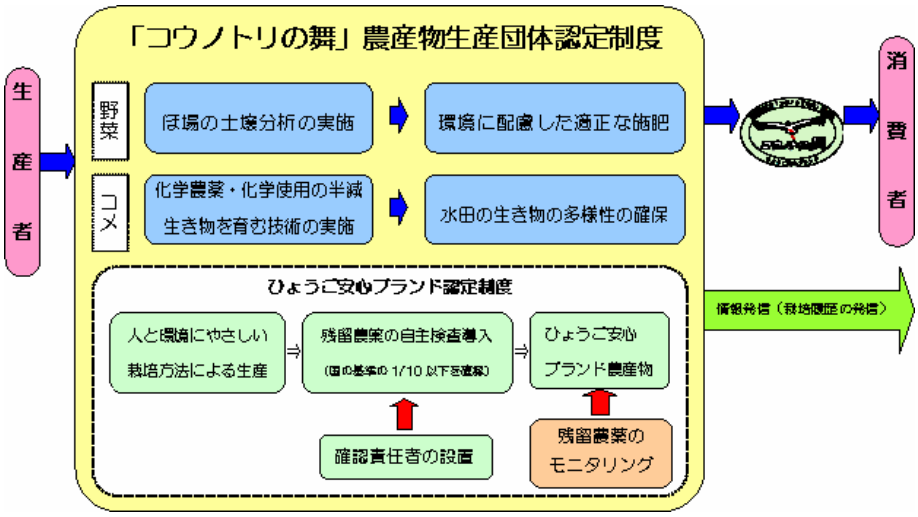

（出典　豊岡市 HP）

（湿地・ため池の管理・再生の推進）

- 近畿圏では低地部を中心にかつては広大な湿地環境を有していたが、現在はこのような湿地環境は乏しくなっている。琵琶湖、淀川水系、武庫川水系、六甲山系をはじめ各所に残された湿地環境を維持・再生するため、市民や関係機関が連携した取組を強化する。
- 近畿圏では優良農地確保のため、大規模な河川の付替えによってかつての新開池、深野池などの広大な開水面や湿地環境を改変してきた。各種事業の実施にあたっては、このような歴史もふまえ、もともと湿地であったという土地のポテンシャルを勘案した湿地・ため池等水辺の再生のあり方を検討することが必要である。
- 南大阪や播磨、奈良盆地にとくに多く分布するため池は近畿圏の歴史を象徴する自然環境であり、市民や関係機関が連携してその保全・維持管理に努める。

（自然環境のネットワーク形成）

- 市街地、都市周辺、台地・丘陵、山地のおのおのの場所で、河川、公園緑地、街路、学校、社寺、古墳の樹林地などの緑資源を保全・活用し、緑地の再生創出、水辺の再生創出、遊休地の活用等により、市街地と市街地周辺の自然環境のネットワーク化をはかる。

＜大阪府の進める水と緑のネットワーク（エコロジカルネットワーク）＞

大阪府では、生きものの視点を重視しながら土地利用のあり方を考える「水と緑のネットワーク（エコロジカルネットワーク）」形成を検討しており、そのモデルケースとして「岸和田流域」において具体的なプランが協議された。

緑地の少ない市街地においては、緑地のつながりを作って生きものの移動できる領域を増やすため、街路樹、学校ビオトープ・校庭芝生、屋上緑化、施設敷地緑化、河川の緑道化、高水敷の公園化などが検討されている。

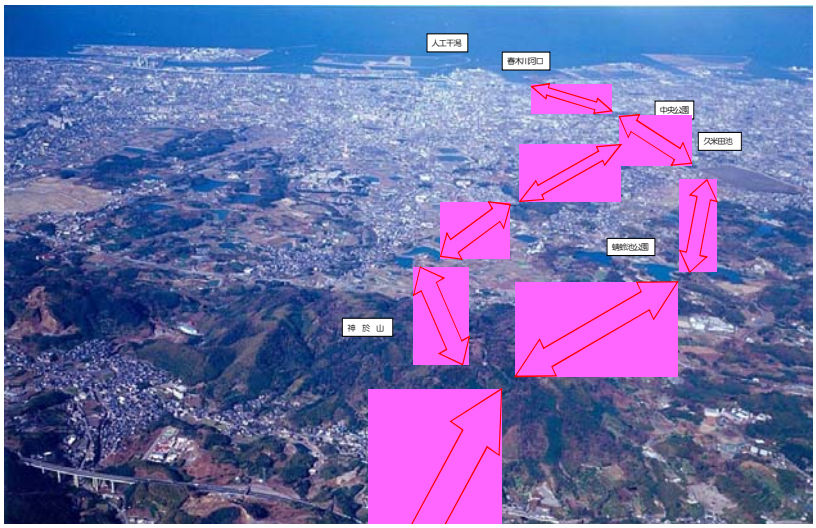

（出典　近畿圏における自然環境の総点検等に関する検討会議
地域別ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ（岸和田流域）検討資料）

（不適切な土地利用の監視強化・指導）

- 貴重な自然環境である緑地等が、その重要性に関する認識のないまま廃棄物の不法投棄の場所になることで自然環境が消失したり、機能が低下している場所がある。このため関係機関や組織が連携して、廃棄物等の不法投棄の監視、指導を強化する必要がある。

（自然環境の経済的価値等に着目した各種活動の継続性の確保）

- 自然環境の質を維持するためには、各種環境保全に関する取組を継続していくことが欠かせない。このため、近畿竹資源有効活用コンソーシアム、ボランティア作業に対して地域通貨を発行する里山 NPO 活動などを参考に、自然環境から得られる天然資源や各種環境保全活動の経済的価値を見直し、各種取組の継続性を確保する。
- 里山における保全活動など市民活動のさまざまな場面でコミュニティビジネスの可能性を探る。

３）各主体の意識の共有

（普及・啓発の促進）

- 自然環境の保全、維持管理に向けた取組の実施や行政の地域制緑地の適用にあたっては、行政の発行する定期刊行物への記載や公開シンポジウム・セミナー、講習会、自然見学会などのイベントの開催等の機会に、その必要性、主旨、効果を情報発信するとともに、意見交換・情報交換を行い相互理解の促進をはかる。
- 河川や都市公園の清掃、自然散策など自然に関したさまざまなイベントの機会を利用して、自然環境を楽しむ視点からの取組を強化する。

（自然環境学習の充実）

- 金剛生駒紀泉国定公園内にある「紀泉わいわい村」のように、自然環境学習の拠点施設において種々の体験型学習プログラムを提供する。
- 将来の自然環境を担う子供や、現在の推進役である地域の人々の自然環境への理解を深めるため、行政やNPO,地域の有識者、学校関係者、企業等が連携して学校カリキュラム、生涯学習や企業の教育の一環などとして自然環境学習の場や自然体験の機会を設け、啓発を図る。
- 自然観察会などの活動リーダーとなる人材を育成するための仕組みを検討する。

（自然環境の保全等に係る関係主体の目的や計画に関する意識の共有）

- 都市環境インフラの整備は多様な主体が連携して進めるものであるため、本グランドデザインの共有に努める。
- 連携した取組が必要な基本事項については、その必要に応じて計画や指針、ガイドライン等を整備し共有をはかる。

（自然環境に関する情報の共有化）

- 自然環境の保全、維持管理を進めるためには、環境に関する各種の情報の共有が要である。このため、各主体の保有する環境情報等を有効活用する仕組みを検討する。
- 情報の発信は双方向であることが望ましいことから、インターネット環境等を前提として、情報の発信とともに情報の受け皿についても検討する。

＜各主体の参画と協働による取組事例＞

現在、兵庫県の東播磨地域では、地域資源である「ため池群や水路網」を核とした新しい地域づくりをめざし、「いなみ野ため池ミュージアム創設プロジェクト」が進められている。本プロジェクトにおいては、多様な主体の参画と協働の理念のもと「体制づくり」「人づくり」「魅力づくり」のための各種プログラムが展開されている。

■客員キューレーター制度の運用

■ミュージアムインストラクター制度の運用

■講座「いなみ野ため池学」開設

■普及啓発イベント（自然観察会等）の実施

（出典　近畿圏における自然環境の総点検等に関する検討会議
地域別ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ（東播磨地域）検討資料）

4）各主体の協働と自主的活動の支援

（関係主体の連携推進）

- 市民や市民団体に対する情報の提供のほか資金的な援助、具体的な環境づくりに対する物的援助や人的支援など、活動に対するさまざまな支援策を検討し、実践する。

5）継続して自然環境に配慮していくための取組

- 法や条例に則った環境影響評価制度や各自治体の規則等を的確に運用し、自然環境の保全を継続的に図っていく。
- これまでの技術ストックから自然にやさしい技術を整理し、事業実施や整備、管理の場で活用していく。
- 企業、行政、学校、NPO などでは、環境マネジメントシステムの導入に向けた取組の促進とそれによる環境配慮の推進をはかる。

６）計画的な財源の確保

- 関係する行政機関は、自然環境の保全、再生、創出、活用に関する総合的視点から、事業用地や自然環境を維持管理するための財源を計画的に確保することが必要である。
- 新たな土地取得や環境改善のための新たな仕組み（基金制度の拡充等）の確立や、総合的な措置によって効率的に自然環境の確保を図ることが必要である。
- 同時に自然環境を保全、維持管理する市民活動への支援措置の拡充や新たな財源確保も必要である。
- 企業等においても財源を確保して自然環境の保全や修復を支援することを検討する（近畿圏ではコベルコ自然環境保全基金、公益信託 TaKaRa ハーモニストファンド、ローソン「緑の募金」などに自然環境の保全活動への支援事例がある）。

（２）基本目標別に必要な施策に関する行動方針

以下には、（１）で挙げた共通的な行動方針以外に、各基本目標の達成に向け必要となる施策に関する行動方針を示す。

１）生物多様性の向上

（基本目標）

○ 生息地の保全・再生・創出に加え、これらのネットワーク化をはかることによって、近畿圏の歴史に根付いた、近畿圏にふさわしい生物相を近畿圏全体で豊かにする。

○ 里地里山のモザイク環境、水辺のエコトーン等、地域に応じて生物が多様である自然環境とする。

○ 絶滅の危機に瀕する種の出現を防ぐとともに、既に絶滅の危機に瀕している種について保護増殖を図る。

○ 生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物の侵入防止や駆除対策を実施する。

（まとまりのある自然環境の保全）

- 地域制緑地制度の活用等、担保性の強化や地域の保全活動との連携によって、樹林地、草原、農地、水辺などまとまりのある自然環境、良好な生物の生息空間の一体的保全を図る。

（多様な自然環境の一体的な保全）

- 樹林地、草原、農地、水辺などの混在した自然環境に着目し、地域ごとに多様な生物の生息環境となるよう一体的な保全を図る。
- 自然再生事業や特定の生物に着目した保護活動等により、劣化した生息地の再生、周辺環境とのネットワーク化を推進する。
- 事業の計画、実施に際しては、生息・生育地の保全を十分に考慮する。

（連携による自然環境の維持・管理）

- 官民、土地所有者など様々な主体との連携により、里地里山など生物の生息地の維持・管理を推進する。

（絶滅の危惧される種の保全、外来種、在来種の扱い）

- 地域レベルの RDB データの充実とともに、絶滅の危惧される種等の生息・生育環境の保全、確保、具体の保全計画の策定を推進する。
- 地域における外来種のリストアップと現状把握、対策の検討、推進を行う。
- 公共事業におけるのり面緑化等での在来種利用の推進を図る。

２）人と自然のふれあい確保

（基本目標）

○ 歴史的、文化的な価値を有する自然環境とのふれあいを将来にわたって楽しみ、あるいは、そのふれあいから学ぶことができるようにする。

○ 都市生活者にとってもそれほど遠くない距離に、鳥やセミ、秋の虫の音に四季を感じる、季節の草花を愛でる、チョウやトンボが舞うのを楽しむ等、自然とのふれあいの場を設け、アメニティの充実した街づくりを目指す。

○ 広々とした緑地や、せせらぎ・さざ波等にふれられる水辺空間、土に親しみ収穫を喜びあえる農村空間等、様々なふれあいを楽しめるようにするとともに、ふれあいの場を多くの人々にとって行きやすい、使いやすいものとする。

（歴史的、文化的な自然環境の保全とふれあいの確保）

- 重要な古墳、ため池、社寺林、歴史街道など、歴史的、文化的自然資産については、既往の地域制緑地制度に加え、新たな条例の制定などにより緑地の保全を推進する。
- 保存樹林、保存樹木等の指定拡大による社寺林、巨樹・巨木等残存する身近な自然環境の保全と活用を推進する。

（自然とのふれあいの推進のためのさまざまな機会の創出）

- 都市生活者による雑木林の適切な管理・活用への参画、営農支援等人と自然のふれあい機会を増大する活動を推進する。
- 流域的な観点から、上下流の連携による自然環境づくりの必要性について普及啓発を図り、市民や市民団体が都市、田園、丘陵地、山地のつながりに目をむけ、自然とふれあう行動に結びつくような取組を推進する。
- 地域の自然環境や歴史文化の保全を図りつつ、観光振興、地域振興にも資するエコツーリズムの普及・定着を推進する。

（環境学習の推進）

- 学校ビオトープの整備や河川での水辺の楽校、農業用水路、身近な樹林地やため池等を活用した自然環境学習の推進により、子供たちを中心とした世代の自然とのふれあいを推進する。

（自然とのふれあいの場の体系的な確保）

- 都市の中でもシジュウカラのさえずりがいたるところで聞かれるような緑を感じられるまちづくりに努める。
- ガーデニングや学校ビオトープなど花と虫、小魚等が楽しめるよう身近な自然環境から数の少ない鳥類や獣類など質の高い自然環境とであえるような大規模緑地や自然公園まで、いろいろなレベルでのふれあい空間が体系的に配置、整備されるようなまちづくりを推進する。
- 都市の中の市民農園や農業公園等での農業体験など、身近な場所で「土」とふれあえ、収穫の喜びを共有できるような取組を強化する。

- ビオトープづくりを家庭、学校、企業レベルで呼びかけ、都市の中にも蝶やトンボが見られる空間を増やす取組を進める。
- 河川における多自然型川づくりや海岸整備における養浜など、事業実施にあたって、人と自然のふれあいの観点を重視した空間の整備を推進する。
- 緑地協定や緑豊かな住宅地整備、公共公益施設の緑化、公開空地の緑化、さらには屋上・壁面緑化等、都市や都市周辺でふれあえる緑の確保を推進する。

（ふれあい活動のための拠点、情報インフラの整備）

- 地域の自然環境を紹介する拠点施設の設置や拠点施設を結ぶ遊歩道等の整備により人の動きのネットワーク化を図る。また、自然とふれあいの場に関する情報インフラを整備し、拠点間での共有、市民への発信を推進する。

３）安全性の向上

（基本目標）

○ 延焼防止や避難路、避難地として機能する自然環境を創出し、密集する市街地での減災につなげるようにする。

○ 表層崩壊が起こりやすい脆弱な地質の地域等において、土砂崩壊の防止に寄与する樹林を保全する。

○ 手入れ不足により荒廃が進む森林の維持管理、および循環的利用の推進により、水源かん養機能の高い樹林地等を確保するようにする。

（減災のための自然環境整備）

- 都市において、防災公園の整備に加え、河川空間、比較的規模の大きな公園緑地、市街地内の農地や草地等、災害時の避難場所または防災拠点として利用できる自然環境の整備を推進する。
- 環境施設帯の設置をはじめとする道路等の緑化、緑道の整備による延焼遮断機能の確保と避難ルートの確保を進める。
- 災害時の緊急的な水利用を想定し、都市河川の水質レベルを維持するよう水質汚濁負荷の低減を図るとともに、処理により緊急時の水利用が可能な河川の整理を行っておき、この情報を共有する。

（樹林地環境の維持・管理）

- 脆弱な地質の上に成立している樹林地では、市民や市民団体、企業等の参画もあおいで、土砂の崩壊や流出を防止するための優先的な森林管理を検討する。
- 水源かん養機能の高い樹林地を維持するため、人工林での間伐、除伐などの森林整備を進めるとともに、複層林化や針広混交林など多様な森林整備を推進する。
- 必要に応じて新たな保安林等の指定により、土砂崩壊や土砂流出の防止、水源かん養の機能等森林の公益的な機能の向上を図る。

４）快適な環境の形成

（基本目標）

○ ヒートアイランド現象等で引き起こされる熱環境の悪化や大気の乾燥化等を人工的な地表面被覆の改善やそれによる都市の熱バランスの確保等によって低減させ、快適な環境とする。

○ 連担性、連続性のある自然環境を確保することにより、良好な景観を楽しむことができるようにする。

○ 人々の心に残るふるさとの原風景や古くから親しまれている史跡・名勝、古墳、ため池等と一体となった美しい景観を継承するとともに、地域の個性につながる自然環境を整備する。

（都市の熱環境改善）

- 緑地や水面からの風の道を確保する観点から、都市内での水と緑のネットワークの形成を進める。
- 湾岸の低未利用地における大規模緑地の創出や、屋上緑化、壁面緑化等建造物への緑化を推進し、都市の熱環境の改善を図る。
- ヒートアイランド現象の緩和や快適な都市景観の演出のため、都市部において公園や街路等にまとまった緑陰を確保する。
- 雨水貯留施設の設置による雨水の有効活用や調整池の設置等により水循環の改善を図る。

（地球温暖化問題への対応）

- 地球環境問題への対応として、温室効果ガス発生の低減に向けた省資源、省エネルギー型のライフスタイルの定着に取り組む。
- 温室効果ガスを固定する樹林地の保全や、公園緑地等の整備による樹林地の増大に向けた取組を強化する。

（良好な景観形成のための取組）

- 近畿圏の特徴でもある、都市の背景を形成する山並におけるスカイラインの連続性を確保する。
- 道路空間の緑化、河川環境整備、海岸沿いにおける環境整備等、道路や水辺の連続した自然景観形成の視点から事業を検討する。
- 各種事業にあたっては、必要に応じて計画段階において、構造物の位置、形状や構造が地域の景観に及ぼす影響を検討し、良好な景観の形成に努める。
- 地域制緑地制度を組み合わせて適用することで、良好な自然景観を形成している地域を一体的に保全する。
- 歴史的建造物を取り囲む樹林（社寺林を含む）や古墳、農地、ため池等が一体となった良好な田園景観等地域の原風景ともいえる景観について、地域制緑地制度等により保全を進める。

5.3 関係主体の役割と連携

本グランドデザインは、近畿圏で目指す将来の自然環境ビジョンを示し、これを実現するための考え方をまとめたものであるが、グランドデザインの実現のためには、国はもとより、地方公共団体、事業者、市民および市民団体がそれぞれの立場から自主的な取組を推進することが重要である。

また、各主体の役割はそれぞれ異なるが、自然環境の保全・再生・創出・活用は、市民、市民団体、地域コミュニティ、企業、行政等が目的を共有し、一体となって取組むことではじめて実現されるものである。さらに、関連する市民同士や流域の上中下流の地域間の交流など様々なレベルでの交流を深めていくことで、その実現性が一層増すものである。

少子高齢化、社会の成熟化、市民意識の高まり、価値観の多様化等により、これまでともすれば行政が多くを担ってきた「公」（公私の公）の分野の役割を、行政のみならず、地域住民、ＮＰＯ、企業など多様な主体が担いつつある（「新たな公」の形成に向けた動き）。

ガーデニングから公園整備、里山管理、地域づくりまで、みどりを通じた活動がコミュニティを形成するきっかけともなり、自分のためのみどりづくりが、他人に対してもやすらぎを提供し、さらには環境がよくなるというように、「みどり」をテーマとした活動には優れた特徴がある。これらの活動が拡がることにより、生活の質の向上、その活動自体を通じた社会貢献による参加者の自己実現がもたらされるとともに、地域への誇りと愛着が育まれる。さらに、地域の活性化や行財政への負担軽減の効果も期待できるなど、多面的な意義がある。

地域コミュニティやＮＰＯ等多様な住民組織と、民間企業、行政も加えた様々な主体が、目的（ここでは自然環境）を相互に共有して緩やかに連携しながら活動を継続することを促し、「新たな公」を基軸とする地域経営システムを構築することにより、個性的で魅力ある自然環境豊かな地域社会の形成を促進する必要がある。

「国から地方へ」「行政から民間へ」など各主体の役割も大きく変化してきており、また、取組を進めるにつれて「行政」と「民間」の役割分担も変化する。今後はそれぞれの主体が十分な情報・意見交換を行いながら、適切な役割分担と連携を図っていくことが重要である。

＜多様な主体の連携のイメージ＞

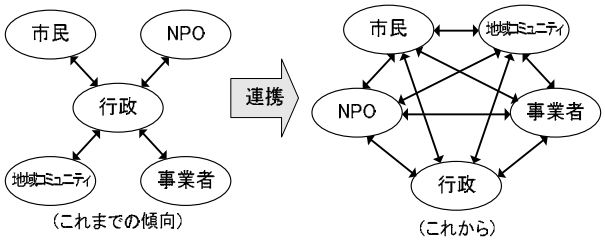

＜行政・民間の役割分担の変遷＞

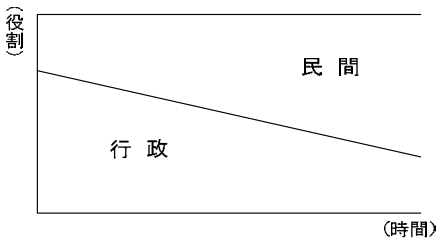

以下、主体間の連携を前提とした各主体の基本的な役割や取組について考えられる内容を示す。なお、これらは今後、近畿圏における都市環境インフラの整備等の取組体制が発展するに従って、より一層充実されるべきものである。

（１）市民、市民団体の役割

近畿圏の都市環境インフラ整備で中心的役割を果たすのは、市民や市民団体の取組や活動である。一人の生活者というレベルから、地域で形成されるコミュニティ、自然保全や創出に携わる各種 NPO や市民団体の活動にいたるまで、幅広い連携の中、広範な人々が共通する目的に向けて主体的、情熱的に取組んでいくことが期待される。

（市民・市民団体）

- ガーデニングや野鳥観察など、さまざまな機会を活用して身近な自然環境を楽しむ時間をもつよう努める。
- 日常生活で慣れ親しんだ自然環境のほか、里山や水辺空間といった自然環境の価値や機能を理解し、これを活用するよう努める。
- 行政とともに水辺や樹林地のあり方を考え、身近な自然への愛着を深める。
- 余暇時間を活用して、自然観察、河川清掃、里山管理、民有地緑化など自然とのふれあい活動に積極的に参加するよう努める。
- 地域固有の自然環境を貴重な財産として認識し、また、その変化・劣化や消滅の危機・課題に留意して、保全活動に主体性や責任感、使命感を持って参加することで、後世に伝えられるよう努める。

（地域コミュニティ・自治会等）

- 居住環境等の改善に資する緑地の保全活動等を、居住する市民のみならず居住地以外の意欲のある市民、市民団体なども協働して、効果的かつ活発に展開するよう努める。
- 地域コミュニティが効果的な保全活動を展開するよう、地域以外に居住するより多くの市民との連携や参画が可能となる仕組みを構築し、行政や各種団体との連携も視野に入れた取組や活動を展開するよう努める。
- 環境教育の大切さを地域で共有し、自然を活用した環境教育の機会創出をはかる。

（NPO や学校法人等の団体）

- 人の生きがいの一つとして良好な自然環境からの恵みの享受があることの周知とともに、環境保全活動の展開において、自然環境の持つ価値や機能を広く一般に周知するよう努める。
- 学校ビオトープの整備など様々な空間や施設を活用し、環境教育や体験学習の機会や場を提供するために、都市環境インフラの積極的かつ適切な利活用に努める。
- 行政との連携によってより積極的な活動を展開するとともに、市民に対して情報提供を行い、市民参加による活発な活動を展開する際の中心的役割を担う。
- 同じ目的に向けた取組を協働して進めるため、必要に応じて仲介者としての行

政の支援を受けつつ、ＮＰＯ間の連携に向けたネットワークの形成を図る。
- コミュニティビジネスとして成り立つ農林業のあり方を探る。

（２）事業者の役割

（商工業者）

- 事業活動が都市環境に及ぼす影響を認識し、環境負荷の低減に努める。
- 企業が社会的責任の一つとして環境に配慮した取組を進めることの必要性や意義、さらには環境保全に取組むことが企業の利益にもつながるという観点を明確に位置づけ、主体的に取組むよう努める。
- 環境教育の大切さを事業者全体で共有し、自然を活用した環境教育の機会創出をはかる。
- 企業が基金等の財源を設け保全活動を支援したり、大阪府アドプトフォレストの例のように企業自らが自然環境保全や修復に向けたさまざまな取組への参画の可能性を検討し、実施する。
- 企業が立地している地域における自然環境の保全、再生、創出等に貢献、参加、協力し、都市環境インフラの整備に努める。
- 都市環境インフラの整備に積極的に関与し、各種支援制度を利用する等により、より効果的な取組に向けた新技術やシステムの開発に努める。
- 行政・市民等とのパートナーシップの構築を図り、企業等のノウハウや資金力を生かした効果的な緑地保全、緑化等に努める。
- 市街地開発や建築行為を行おうとする事業者は、プロジェクトが地域形成に及ぼす影響や果たす役割の重要性、地域の自然環境の公共性、自然環境の重要性に配慮して立地場所を選定したり、自然環境に配慮した設計、ミティゲーション等の手法により、自然環境の保全、再生、創出に協力し、寄与するよう努める。

（第一次産業従事者）

- 農家等の第一次産業従事者は、自らが果たす役割と意義、また農業・農地等が持つ多面的機能を認識し、日々の生産活動の中で、その役割の一層の向上と必要な配慮に努める。
- 農林業従事者は、自然環境に深く関わる自らの役割や意義、また日頃感じている課題を自ら積極的に情報発信するよう努める。
- 地域住民、消費者や都市住民との連携・支援等を得て、都市型農業の特性を活かしつつ、多面的な機能に配慮した第一次産業の維持発展に努める。
- 地産地消の推進により、生産者と消費者のコミュニケーションを図り、安全、安心の食流通を実現する。

（森林組合、農業協同組合、土地改良区）

- 森林での育林、農地での営農、営農のためのインフラの管理をそれぞれつかさどる森林組合、農業協同組合、土地改良区は、その活動自体が自然環境の保全に特別の関わりをもつ。これらの団体は、各々が対象とする自然環境の保全や管理の重要性を構成員に喚起するとともに、その計画において自然環境の保全、

修復の視点を盛り込むよう努める。

（３）行政の役割

各種取組の公共性、効率性、質の向上性等を十分に勘案し、行政と民間の適切な役割分担を図るとともに、市民や民間企業などの主体的な活動を支援する。

特に、国は地域における都市環境インフラの整備を支援するために必要な法制度やグランドデザインの趣旨に沿った事業メニューの整備を図り、広域的な観点から関係諸団体が連携して施策を進める体制の整備を図る。また、地方公共団体は、本グランドデザインに則った施策を展開するとともに、市民や市民団体、事業者、第一次産業従事者等のパートナーシップ形成を強力に推進していく役割が期待される。

（地方公共団体）

- 自然環境の保全や創出に向けた市民のニーズを満たすため、土地所有者、企業等に対し活動の場の提供を働きかけ、保全や創出活動が円滑に行われるための橋渡しの役割を果たすよう努める。
- 市民、市民団体、企業等が互いに連携して活動にあたることができるよう、連携のため仲介の役割を果たす。
- 公共事業等の実施等においては、自然環境の保全、再生、創出への必要な配慮を事業の目的や機能の一つとして位置づけ、都市環境インフラの整備としての役割も勘案した計画、設計、施工、管理・指導等を行う。
- 本グランドデザインを踏まえた自然環境の保全、再生、創出施策を展開し、地域の行政主体として、市民、市民団体、事業者等とのパートナーシップを進めていく。
- 自然環境の公益性を総合的に勘案して、公園や緑地などの公的空間として計画的に土地を所有し、その管理・活用を進め、自然環境の保全や再生、創出、また環境学習等の拠点としての活用を図る。
- 関係する様々な主体の調整役として、多様な主体が参画できる仕組みと場を提供し、総合的、一体的な自然環境の保全、再生、創出とその管理・活用を進める。
- 市民、市民団体等の自主的な活動を促進するための支援や認定を行い、さまざまな主体と連携した取組を推進する。
- 積極的な情報提供・ＰＲ等を行い、市民の理解を進めるとともに、市民の個人レベルでの草の根的活動から、各種団体における組織的な活動を促す。
- 広域的な水と緑のネットワークの形成に向け、各地方公共団体の行政区域に留まらず、関係する地方公共団体及び国と相互に連携し、効果的、効率的に都市環境インフラの整備を推進する。

（国）

- 自然環境の保全、再生、創出とそのための都市環境インフラの整備を支援する観点から、その実現に必要となる法制度や事業メニューを整備・充実する。
- 関係する国の機関や地方公共団体等が積極的に連携して施策を行う体制を整備

する。

- 都市環境インフラの整備に資する活動を行う地方公共団体や NPO 等の市民団体と土地所有者が連携した取組を推進できるような枠組みを提供する。
- 広域的な観点から公益性の高い、重要な自然環境については、地元の意見を聞きつつ、自然環境に係る一定の行為を制限する制度を適用したり、必要に応じ所有、整備、管理等の方策を図る。
- 各種のモニタリングやデータ整備、技術開発、環境学習等の先導的な取組を推進する。
- 地方公共団体や市民等に対する積極的な情報提供等を行い、国の取組に対する理解を進める。
- 民間企業の事業活動等、経済活動における自然環境への配慮が都市環境インフラ整備につながるような仕組みの充実を図る。
- 施策や活動の効果や達成度を判定するため、必要なデータの収集・整備、調査研究や技術開発等を行うとともに、地方公共団体、企業、専門家等の調査研究の支援や適切な連携を図る。

第 6 章　近畿圏の都市環境インフラ整備の推進に向けた課題

6.1 グランドデザインのフォローアップ

このグランドデザインの策定に際しては、近畿圏における自然環境の現状を把握するために、可能な範囲で網羅的、精緻に情報を収集・整理して作業にあたった。しかしながら、現時点でのデータの整備状況や知見の不足から、明らかにしようとする事象に対して必ずしも十分に情報が取得できなかったものもある。このような限定条件はありつつも、近畿圏という広域で自然環境を総合的に評価し、これに基づいた分析による目標設定、行動方針を内容とする本グランドデザインを作成している。

今後は近畿圏の自然環境の現状評価や目標像の策定、取組の効果検証などを客観的に行うために、適切な技術の開発、データの収集整理、調査研究の推進を行っていく必要がある。このため今後、多様な主体の保有するデータを共有できるような仕組みを検討していく必要がある。

また、本グランドデザインでは、関係主体で共有すべき近畿圏全体の大きな方向性として、自然環境の４つの機能に着目した基本目標を設定しているが、今後は、これらの考え方に基づき、各地域で具体的活動が必要である。

各地域での活動にあたっては、地域ごとの特性に合わせた具体的な達成目標を設定し、活動の実効性を高めていく必要がある。このため、グランドデザイン策定のために組織した「近畿圏における自然環境の総点検に関する検討会議」等は存続させ、今後の近畿圏の都市環境インフラ整備に関する地域の活動等を含めた本グランドデザインのフォローアップを行うものとする。

なお、このグランドデザインは、フォローアップの結果のほか、近畿圏の自然環境の定期的な把握や自然環境の保全・創出についての地域の動向、新たな保全手法や技術の開発動向、社会情勢の変化などの状況を踏まえ、必要な場合は計画の見直しを行うものとする。

6.2 多様な主体の参画による都市環境インフラ整備の効果的推進

近畿圏では、その歴史的な成り立ちもあり、土地の所有形態において国有林など公的な権利のある土地はもともと少なく、民地が多い。このため、都市環境インフラを整備するにあたっても、土地所有者、生活者としての市民、企業、第一次産業従事者などがグランドデザインに示された理念を理解・共有し、行政と一体となって参画し、取組を行っていくことがグランドデザインの効果的な推進には欠かせない。

とくに古い歴史と開発履歴をもつ近畿圏では、流域における上下流交流、都市と郊外との交流など、地域を越えた行政、市民の連携によって縦横の自然環境や人のネットワークをつくっていくことが必要であり、このような交流・連携の視点なしでは、近畿圏の都市環境インフラの将来像の実現は困難である。

また、このような多様な主体の参画のためには、「知る」、「認識する」、「思いを共有する」ことが前提となる。このため地域の自然環境の現状やその変化の状況など様々な環境に関する情報、取組の方向性やその進捗状況などに関する情報を互いに共有することが重要であり、行政の保有する情報、市民の保有する情報などが適切に発

信され、それを効果的に活用していく必要がある。また、すでに情報共有が図られている西日本自然史博物館ネットワークなど先行する博物館情報等とも連携を図っていく。

6.3 国土形成計画への反映

これまで、昭和３７年の第１次全国総合開発計画以来、５次にわたり全国総合開発計画が策定されてきた。これらの全国総合開発計画は、「開発」を基調とした量的拡大を図る計画であったが、今般の人口減少社会をふまえ、人口減少下の成熟社会にふさわしい国土の質的向上を図る国土計画へ転換を図ることが必要と考えられ、国土総合開発法が抜本的に改正され、国土形成計画法となり、平成１７年１２月２２日より施行された。

国土形成計画では、景観、環境を含めた国土の質的向上が計画事項の一つとして重要視されることとなった。

国土形成計画は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となる全国計画とブロック単位の地方毎の国土形成の具体的計画となる広域地方計画からなっており、現在、全国計画の策定作業が進んでいる。全国計画策定後、広域地方計画が策定されることとなっている。

本グランドデザインが、広域地方計画原案を策定する広域地方計画協議会において、近畿圏の将来像を描く際の参考として取り上げられるなら、近畿圏の自然環境の保全・再生・創出・活用の取組の一層の推進につながると考えられることから、近畿ブロックの広域地方計画協議会に対して本グランドデザインの活用を働きかけていくこととする。